

第1日目（5月27日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから令和元年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後早退の届けが出ておりますので報告いたします。傍聴の皆様には早朝より大変ご苦労さまです。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議席番号20番・塩谷寿雄君及び議席番号21番・牧野晶君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る5月17日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は、本日5月27日から6月7日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は5月27日から6月7日までの12日間と決定いたします。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。  
総務部長。

○総務部長 おはようございます。貴重なお時間を頂戴いたしますが、4月の人事異動による執行部新部長の紹介をさせていただきます。

最初に新部長を紹介いたします。前任、社会教育課長で上下水道部長 佐藤弘です。

○上下水道部長 上下水道部長の佐藤です。よろしくお願ひします。

○総務部長 前任、消防次長、消防長 岡村一郎です。

○消防長 消防長の岡村一郎と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務部長 課長級では、本日議場に入場していない課長もおりますが、紹介だけさせていただきます。

大和市民センター長 佐藤克昭、情報管理室長 上村雅弘、会計課長 村山律、環境交通課長 吉田大輔、新ごみ処理施設整備室長 大嶋匡、福祉課長 小林龍雄、子育て支援課長 長谷川誠、保健課参事 北村浩美、監査委員事務局長 中澤恵、社会教育課長 滝沢一也、生涯スポーツ課長 西潟一郎、図書センター長 山崎芳人、ゆきぐに大和病院事務部次長 牛木勝利、市民病院庶務課長 中島仁、市民病院医事課長 小幡克也。以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたし

ます。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 おはようございます。よろしくお願いたします。令和の時代となりまして最初となります6月議会定例会の開会に当たりまして、まずは議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意をあらわしますとともに感謝を申し上げたいと存じます。

ここで、3月議会定例会以降の経過等につきましてご報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。国民健康保険事業における令和元年度保険税率につきましては、前年の所得額に基づき仮算定を行ったところ、税収見込みが当初予算額を若干上回るという結果になりまして、現行税率を据え置くことといたしました。この旨、5月23日に開催しました国民健康保険運営協議会に報告したところであります。

保健関係につきましては、3月に策定しました「南魚沼市自殺対策計画」の概要版を5月に全戸配布するなど市民への周知に努め、「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地の良い南魚沼市」を目指しまして、全庁的かつ総合的な自殺対策を推進してまいります。

医療関係につきましては、課題であります、医師確保対策及び医療施策全般について検討するため、専門的な知識経験を有する方を医療政策特別顧問として新たに選任し、助言などを行っていただくことといたしました。これに係る補正予算及び条例の一部改正について提案をしておりますので、よろしくお願いたします。

病院事業につきましては、ゆきぐに大和病院では、増加する回復期の医療需要に対応するため、リハビリ提供や在宅復帰の実績などを踏まえながら、地域包括ケア病床の構成割合を高めるよう検討を進めています。市民病院では、4月から在宅医療に関する環境整備の充実を図るため、病院内に居宅介護支援事業所を開設し、機能強化型訪問看護ステーションに移行させていただきました。また、国道17号六日町バイパス補償関連工事については、駐車場排水施設の移設などに当たり、放流先の鎌倉沢川の河川管理者である新潟県との協議が整ったことから、平成30年度予算の繰り越し分と今年度予算を合わせて実施させていただき、年度内の完了を予定しているところでございます。

子育て支援関係につきましては、上田地区における統合保育園の令和3年4月開園に向け、下長崎保育園大規模改修工事の実施設計を進めているところであります。今後は、令和2年度に改修工事を実施し、開園に向けた準備を進めてまいります。

「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、ニーズ調査の集計が終わりまして、結果を市ウェブサイトにて公開しております。今後はこの調査結果をもとに「子ども・子育て会議」において審議を行い、今年度末の計画策定に向けて作業を進めてまいります。

幼児教育・保育の無償化については、10月の実施に向けて準備を進めておりまして、全額が国庫負担となるシステム改修費を補正予算に計上しております。

子育ての駅「ほのぼの」については、平成30年度について利用者数が3万2,965人、対前

年度比で 153%の伸びとなりまして、市外からの利用者も増加傾向となっています。今後は市内連携を高めまして、保育園入園前の乳幼児支援サービスの充実を図っていこうと思っております。

家庭相談支援につきましては、増加をする虐待事案の対応について、今年度から家庭相談員を1名増員させていただき、相談体制のさらなる強化を図ってまいります。

福祉関係については、2月21日に市役所市民ホール——1階部分であります——ここで初めて「MSGカフェ」が開催されました。生徒の明るい笑顔があふれ、また、活気がもたらされました。今年度も6月13日に1回目の開催を予定しておりまして、総合支援学校と協力・連携しながら、年3回の開催に向けて準備を進めているところであります。

介護保険関係については、第7期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と看護小規模多機能型居宅介護の施設整備が終了しまして、サービスの提供を開始したところであります。また、施設サービスについては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備が進行中でありまして、今秋にはサービス提供を開始する見込みとなっています。引き続き第7期介護保険事業計画を推進し、介護サービス利用者にご満足いただけるようサービスの充実を図ってまいります。

次に、教育・文化であります。4月4日に、おおまき学童クラブの開所式を行い、10日にはおおまき小学校の開校式並びに入学式を行いました。これにより、大巻地区での統合関連事業は全て終了いたしました。

上田地区の小学校統合協議会については、各部会による活動を現在行っておりまして、今年度最初の全体会は6月6日に開催される予定となっています。校舎の改造工事は、6月中の入札を予定しておりますが、夏休み期間中しか実施できない工事もあることから、施工業者と綿密な打ち合わせを行い、可能な限り児童への影響を軽減したいと考えております。

石打地区の小学校学区再編につきましては、小学校PTA、保育園保護者会、行政区長などへの現状の説明が終わりまして、間もなく検討委員会を立ち上げる予定となっています。

小中学校普通教室へのエアコン設置工事については、順調に進捗しておりまして、6月中に設置が早まって完了する見込みとなっております。

この秋、県内で開催されます「第34回国民文化祭・にいがた2019」——これは兼ねておりまして「第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」、これにつきましては、4月23日に今年度1回目の南魚沼市実行委員会を開催させていただきました。当市の特色ある地域文化の魅力を国内外に発信すべく、現在準備を進めているところでございます。

生涯スポーツの推進につきましては、5月12日に村上市スケートパークにおきまして村上市とのスポーツ振興連携協定を締結させていただきました。スポーツを通じた連携を図り、オリンピックでのメダル獲得が期待される種目のトップアスリートの育成・強化、ジュニア選手の発掘・育成と地域の一層の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境共生についてであります。可燃ごみ処理施設の付帯施設であります温浴施設「金城の里」について、レジオネラ属菌などが検出されたため2月22日から臨時休館としており

ましたが、除菌洗浄等を行いまして、再検査の結果、安全性が確認されましたので、3月14日から営業を再開しました。今後も滅菌等の対策を継続させていただき、このようなことのないよう適正な衛生管理を指導してまいりたいと考えております。

新ごみ処理施設整備については、3月上旬に国際大学の学生さん方を対象とした説明会、また先進地の視察などを行いまして、5月から予定地周辺集落の区長さん方——これは4月から大分皆さんが入れかわっております——この区長さん方と地元協議会立ち上げの是非等について協議を始めたところでございます。

地盤沈下対策につきましては、平成29年9月1日から平成30年9月1日までの地盤沈下の最大値が発表され、昨年と同じ六日町中学校付近で、1.0センチメートル（昨年は1.1センチメートル）でございました。条例改正後初の水準測定の結果ということで私どもとしては大変注目していたところでございますが、現段階では、大きな影響はあらわれていないものと考えております。引き続き地盤沈下の状況を監視し続け、節水に努めてまいりたいと思っております。

高齢者の交通事故対策であります。運転免許証の自主返納者に交付する報奨品として、これまで行っておりましたバス回数券に加えまして、4月から1万円分のタクシー券も選択できるよう拡充させていただきました。

騒音規制地域及び振動規制につきましては、都市計画用途地域の変更に伴いまして指定地域の変更を現在検討しております。6月1日から6月末までパブリックコメントを実施し、意見集約後に指定地域の変更を進めてまいりたいと考えております。

次に、都市基盤についてであります。国土調査事業については、小栗山・六日町地区で0.47平方キロメートルの現地調査を実施いたします。また、辻又・後山地区の事業実施に向けて、現在、予備調査を計画しております。

当市の道路事業については、社会資本整備総合交付金事業として道路改築、交通安全、消雪パイプリフレッシュ、橋梁修繕などの事業を予定しております。事業費で16億8,643万円、国費は9億8,443万円で、要望額に対しまして89%の予算配分がございました。景気対策の面からも早期発注に努めてまいります。

国の直轄道路事業については、国道17号の六日町バイパス・浦佐バイパス、国道253号八箇峠道路の事業推進に引き続き協力してまいります。このほか国道17号六日町電線共同溝などの事業が引き続き予定されております。

砂防事業につきましては、水無川水系で水無川流域砂防堰堤改築、三国川水系で三国川中流域土砂災害対策、塩沢地区の高棚川水系で高棚川砂防堰堤群、同じく登川水系で登川床固工群などの事業が予定されています。また、6月15日には高棚川砂防堰堤の起工式が予定されております。

新潟県事業については、国道291号、県道塩沢停車場八竜新田線、県道欠ノ上五日町線などの道路改築事業、また、十二沢川、伊田川などの河川改修事業が予定されています。

住宅リフォーム事業につきましては、今年度から新たに「みんな住マイル」改修補助金と

して4月15日から4月26日まで受け付けを行ったところでありますが、497件、補助金交付予定額で5,570万円、事業費総額では7億2,275万円、13倍強の申請がございました。当初予算額5,000万円に不足する570万円は予備費で対応させていただき、申請者全員に交付決定を行ったところでございます。

下水道事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業として、引き続き農業集落排水処理区の公共下水道への接続を予定しておりまして、事業費で7億2,400万円、国費で3億6,200万円となっています。要望額に対しまして、国費ベースで1億3,200万円、率にして57%の大型の上乗せの予算配分となりました。増額部分について今定例会の補正予算に計上させていただきました。この増額配分によりまして、中之島地区に加え五十沢地区の農集統合が大きく進捗する予定となっております。

また、防災・安全社会資本整備総合交付金事業では、交通安全対策と不明水対策のためのマンホール蓋の更新事業などに事業費で6,000万円、国費で3,000万円となっております。要望額に対し100%の予算配分がございました。なお、平成30年度末の水洗化率は、前年度から0.6ポイント増加して現在90.7%となっております。

次に、産業振興についてであります。一般財団法人日本穀物検定協会が2月末に公表しました米の食味ランキングにおいて、魚沼産コシヒカリは特A復活となりました。昨年の特A陥落を受け、春から土づくりや適期作業に一生懸命取り組んでいただき、また猛暑による水不足や台風など気象状況が大変悪い中でも、高品質・良食味米を生産していただきました、生産者の努力の成果だと考えております。これからも消費者の期待に応え続ける「日本一おいしい米づくり」に向け、食味確保につながる技術対策の徹底を図るよう、産地関係者と一丸となって取り組んでまいります。

令和元年産米の作付見込み面積については、4月末現在で約4,996ヘクタールとなっております。前年実績とほぼ同水準となっております。今後も区分集荷に基づく区分販売、安全・安心を客観的に担保します農業生産工程管理——いわゆるGAPの取り組みなどにより、南魚沼産米のブランド力の強化を推進してまいります。

農地中間管理機構を活用しました農地集積については、4月末現在で101件、63.4ヘクタールの申し込みとなっております。今後も担い手への集積・集約化を図り、生産性の向上に取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業については、市内12地区の広域活動組織によりまして、農振農用地の約96%を対象に活動しています。6年目に入り、各組織の活動も軌道に乗っております。地域での期待も大変大きいということから、今後も活動をさらに充実させるよう、関係団体と協力しながら取り組んでまいります。

観光振興であります。昨年度から実施しております地域再生計画に基づいた観光事業が2年目に入りました。来年の東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えながら、インバウンドに対応できる観光地域を目指し、引き続き受け入れの基盤整備や雪国特有の内容を活用した誘客を進めてまいります。また、今年度は「新潟県・庄内エリアデスティネーション

キャンペーン」も開催されるということから、相乗効果が得られるような事業展開を進めてまいります。

雇用状況であります。管内では依然として、有効求人倍率が高い状況が続いているものの、市内企業における新卒者の確保は、厳しい状況が続いています。このため、高校生を含め多くの市民から市内企業をより深く知ってもらい、将来の就職先として選択肢となることを目的として、4月20日から、皆さんもごらんいただいたと思いますが、南魚沼市図書館内において「企業を知る」と題しまして、市内製造業の皆さんからのご協力により事業内容や製品の展示を行っています。今後もIUJターンを含めた若者の就職支援について調査研究しながら、関係機関と協働して有効な支援策の実施に努めてまいります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。今年度の機構改革では、下水道事業が地方公営企業法の全部適用に移行したということから、上下水道部を設置し、水道課及び下水道課を置くこととしました。企業的手法の導入によりまして経営の透明性を確保し、より一層の経費の節減とサービスの向上に努めてまいります。

魚沼市、湯沢町とともに2市1町で進めているごみ処理の広域化につきましては、新ごみ処理施設の早期の供用開始が喫緊の課題となっているということから、廃棄物対策課に設置していました新ごみ処理準備係の体制を拡充させていただき、新ごみ処理施設整備室を新たに設置しました。

また、人権問題に対応するため、市民課市民係を市民班に改め、人権啓発主幹を配置させていただき体制強化を図りましたので、よろしく申し上げます。

これからも、わかりやすく効率的な行政運営を目指し、業務体制の見直し、また事務事業の改善に取り組むとともに、アクションプランによりまして具体的な行政改革を進めてまいります。

第2次総合計画につきましては、引き続きローリングによる実施計画の見直しを行い、財政計画との整合を図りながら具体的な施策を進めてまいります。この計画は令和2年度をもって10年計画の前期5年間で終了するということから、これまでのまちづくりについて現状の評価を行わせていただき、後期基本計画に向けた準備を進めてまいります。

「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと」の実現に向けた地域再生計画『「住まう喜びを感じるまち南魚沼」実現プロジェクト』につきましては、全年齢対象の移住定住促進や起業・創業支援など、幅広い分野で一般社団法人南魚沼まちづくり推進機構と連携して進めてまいりたいと考えております。

魚沼地域定住自立圏については、引き続き、魚沼市及び湯沢町との協議を深め、圏域住民の安全・安心な暮らしの実現と定住人口の確保に向け、共生ビジョンに基づく連携事業を推進してまいります。

企業会計につきましては、3月31日をもって決算となりましたので、平成30年度決算概要を皆様にご報告いたします。

水道事業会計については、収益的収支において総収益20億5,432万円、総費用18億2,264

万円で、差し引き 2 億 3,168 万円の純利益を見込んでおります。資本的収支においては、収入 6 億 1,359 万円、支出 16 億 5,106 万円となりまして、10 億 3,747 万円の不足が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

病院事業会計については、収益的収支において総収益 53 億 1,035 万円、総費用 55 億 8,818 万円となりまして、差し引きで 2 億 7,783 万円の純損失を見込んでおります。大和病院事業については、医療需要に基づいた病床構成の変更、また地域包括ケア病床の上位基準を満たしたということから、昨年度に引き続き黒字を達成できる見込みです。市民病院事業については、外勤医師の増に伴う支払賃金の増加、また、医療機器や設備の保守費用の有償化に伴う増及び建物や医療機器にかかる減価償却費などによりまして、赤字決算となる見込みです。資本的収支においては、収入 2 億 9,521 万円、支出 5 億 4,495 万円となりまして、2 億 4,974 万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

下水道特別会計については、公営企業会計移行に伴い 3 月 31 日をもって打ち切り決算となりました。歳入総額 50 億 9,830 万円、歳出総額 48 億 2,053 万円、翌年度へ繰り越すべき財源 2,058 万円となりまして、実質収支は 2 億 5,719 万円となっております。

平成 30 年度一般会計補正予算（第 9 号）を専決処分いたしましたのでご報告いたします。主な内容としては、歳入では、特別交付税の交付額の確定による増額のほか、譲与税、交付金の交付額確定などによる増減、及び、ふるさと納税寄附金の収入額の確定などによる増額を計上しました。

歳出では、総務費でふるさと納税返礼品の送付が翌年度にわたる分を「定期便分」として、委託料を減額し、財政調整基金積立金を増額いたしました。結果といたしまして、歳入額が歳出額を上回りましたので、歳入において財政調整基金繰入金を 2 億 1,000 万円減額、また合併振興基金では当初 2 億円の繰り入れを見込んでいたというところでございでしたが、これらを全額減額することといたしました。

一般会計及び特別会計——これは下水道会計を除いております——につきましては、5 月 31 日をもって会計閉鎖となりますので、現在、決算整理作業を行っているところであります。繰越金の発生が見込まれますが、残額については、額の確定を待つて 9 月定例会の補正予算に計上させていただくことにいたします。

一般会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 3,998 万 3,000 円を追加し、総額を 306 億 6,298 万 3,000 円としたいものであります。

主な内容です。歳出では、消費税率改定に伴い実施されます、介護保険料の低所得者への軽減分にかかる一般会計負担分を介護保険対策費に 2,493 万円追加し、同じく幼児教育・保育の無償化にかかるシステム改修費用を常設保育園管理運営費に 1,334 万円計上しました。また、課題となっております医師確保対策のほか、広く市の医療施策全般への専門的な見地からのご意見をいただくため、新たに医療政策特別顧問を設置することとし、所要の予算を地域医療対策事業費に計上させていただきました。

歳入では、社会資本整備総合交付金の内示により 8,644 万円を減額したほか、歳出の介護

保険料低所得者軽減分、及び子ども・子育て支援整備交付金にかかる国・県支出金をそれぞれ計上しました。

また、前年度のふるさと納税返礼品（定期便分）に要する費用を財政調整基金から繰り入れて委託料に計上しました。以上による歳入歳出の差額調整で、前年度純繰越金に1億4,277万8,000円を計上させていただきました。

終わりとなりますが、引き続き「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼」を実現するため、ふるさと納税などを活用させていただき、雪を利活用した連携やその情報発信などを積極的に行いながら、移住・定住へとつながる取り組みを進めてまいります。

なお、書いておりませんが申し上げます。ふるさと納税は、5月26日現在で3,418件、1億447万円のご寄附をいただいているところでございます。

いよいよ来年に迫りました東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて「雪国ブランド」として、当市の魅力を世界に広く発信してまいりたいと考えます。これら南魚沼市独自の地方創生の取り組みを、市内外の多くの皆様のご協力をいただきながら、全庁を挙げて進めてまいります。市民の皆様からご理解とご協力をいただき、議員各位からも格段のご支援をいただきますようお願い申し上げます。6月定例会の所信表明とさせていただきます。以上でございます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第2号、所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。委員会報告は、事前に資料配付がなされております。委員長は説明の朗読を省略し簡潔に報告を願います。

議会運営委員長・鈴木一君の報告を求めます。

○鈴木議会運営委員長 おはようございます。それでは、3月定例会において議会運営委員会に付託されました継続調査の事件について、次のとおり報告をいたします。

調査事項につきまして、1、令和元年6月南魚沼市議会定例会の運営について、2、議員の派遣について、3、閉会中の議会運営委員会の調査について、4、その他です。

調査の状況につきましては、期日、令和元年5月17日、委員の出席状況、6名全員、正副議長からも出席をいただきました。

調査の内容、執行部の出席を求め6月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。以上です。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・桑原圭美君の報告を求めます。

○桑原総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の報告をいたします。調査



項目は、魚沼基幹病院開院後の救急搬送体制について、小中学校のインフルエンザの対応と対策についてと、いじめと不登校のケアと取り組みについて、C C R Cの委託事業についての3項目であります。

調査の状況は、期日が平成31年4月11日、委員全員が出席、議長にも出席をいただいております。調査の内容は、執行部の出席を求め事務調査を行いました。

まず、魚沼基幹病院開院後の救急搬送体制についてであります。現在、消防本部では救急車5台と非常用救急車1台の計6台で業務を実施しており、救急出動件数については年々増加していたが、魚沼基幹病院、市民病院開院後は一定水準となりほぼ横ばいで推移しています。救急搬送に関しては、基幹病院が開院し魚沼地域の医療再編が完了したこともあり、減少傾向の中、90%以上の搬送となっています。

長岡地域への救急搬送増加については、平成30年4月から魚沼基幹病院の循環器系内科の医師が不在となった影響が大きく関係していると推察しています。ドクターヘリの要請は平成28年度まで減少しているが、平成30年度からは増加傾向であり、これは今までヘリが新潟市から飛んでくる所要時間よりも基幹病院へ搬送する時間のほうがロスが少ないためであったが、先に述べたとおり、現在の基幹病院の診療体制に変化が生じたためであります。別途大和分署の出動に関しては、基幹病院から2次病院への搬送が増えているため著しい増加が見られ、人員の配置に若干の懸念をいただきます。

次に小中学校についての(1)インフルエンザの対応と対策についてであります。インフルエンザに関しては、厚生労働省が毎年冬に通達している「今冬のインフルエンザ総合対策について」を参考に意識啓発を行い、即座の学級閉鎖や学年閉鎖、休校等の措置をとり、流行拡大の防止に努めています。なお、インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則により、「発病した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と規定されています。

(2)いじめと不登校のケアと取り組みについてであります。まず、市内のいじめの実態の説明があり、平成27年度から件数的には増加しているが、これは、積極的に認知して早期解決を図るという文部科学省の指導によるもので、現時点で深刻な状況にはないと判断であります。最近の傾向としてSNS、LINEを使用してのいじめが増加しており、簡単に拡散するため事故発生後の処理に手間がかかること、拡散した画像等の消去が難しいという報告がありました。

C C R Cの委託事業についてであります。冒頭、ことし1月に総括マネージャーが退職し業務に遅れが生じていることから、執行体制を見直し事務局基盤を確保する等の説明がありました。4月11日現在の調査時点でこれが全てであるというふうに認識しております。体制を見直すということで、事務室は市役所本庁舎北分館の3階に移転し、月1回の理事会、3か月ごとに社員の意見を聞く会議や有識者会議を開催すること、市との連携に関しては、週3回程度進捗状況の確認をすること、総括マネージャーに関しては、当分の間は設置しないこと等の説明がありました。

調査した3項目とも、質疑等については資料をご参照してください。以上で報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 資料の6ページ、いじめについての部分のところでありますけれども、不登校にかかる課題として3点あり、③ですけれども、子供や保護者の思いや考えを読み違えるケースも見受けられると、こういう報告があるわけです。その後の質疑の中ではこの部分についてはなかったわけでありまして、教育委員会からの説明の中では、具体的に何件ぐらいあって、こういう問題がありましたというところの非常に大事な部分の報告がなかったということなのではないでしょうか。具体的な報告がなくてこれだけであるとすると、実際に教育現場でどういうことが起きているかがよくわからないのですけれども。その辺をちょっと教えていただきたい。

○議 長 総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 委員会では各学年ごとの不登校の状況、児童数の資料が示されております。その中で、今、寺口議員からご指摘があった細かい内容については特に質疑はありませんでした。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

○清塚産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会の報告を行いたいと思います。調査事項は、インバウンドにかかる市内宿泊施設の現況について、今後の都市計画事業についての2項目であります。

調査の状況、期日、平成31年4月22日、委員の出席状況、7名全員出席であります。議長より出席いただいております。

調査の内容であります。執行部より出席を求め調査を行いました。あわせて参考人として、南魚沼市観光協会長、舞子観光協会長の出席を求めました。

インバウンドにかかる市内宿泊施設の現況についてであります。まず、スキー場の入り込み状況、そして湯沢では、国内旅行者が15万人ほど減少した中で、インバウンドが15万人ほど増加して、全体では100%という状況でありました。さまざまな事業を含め市観光協会として市の補助も受け、何とか南魚沼市全体に湯沢のお客さんを誘客したいと考えているということでもあります。

市内の観光協会では、これまでさまざまなアンケートを実施しておりますが、宿泊施設をはじめとして提出状況が安定していないため、集計結果が正確な情報とは言い切れていない現状であるそうでもあります。

インバウンドを受け入れたくないという理由として、「外国語が話せない」、「マナーが悪い」、

「無断キャンセル」などいろいろあるということでもあります。今後の受け入れについてお話を聞きますと、「増やしていきたい」という回答が 46%になっております。これは今後受け入れていかなければお客様が減少していくのではないかという危機感があるという説明でありました。

続きまして、舞子観光協会からは、正式にインバウンドの受け入れ態勢をつくる取り組みを始めたのは先シーズンからであるということ、各宿に聞き取りをした限りでは、外国人旅行者が延べ 200 名から 250 名程度来ていると思われるということでもあります。外国人旅行者の場合は、朝食は宿、そして夕食はほかで食べる人が多いという中で、二次交通等の課題が残っているというところでもあります。

続きまして、調査 2 項目、今後の都市計画事業についてであります。建設部長、都市計画課長より説明がありました。都市計画条例の廃止によりまして、貴重な財源がなくなり今後の都市計画事業の実施を心配する声もあった。担当としては、決められた計画に沿って着実に事業を進めたいと考えている。都市計画の用途地域については、変更の決定の告示を昨年 3 月 27 日に行った。都市計画道路については、現在変更の手続きを進めているということでもあります。

市内の都市計画道路は、全 48 路線のうち 16 路線が完成している。事業中の路線が 5 路線、一部改良済み路線が 12 路線、未着手路線が 15 路線あるということでもあります。南魚沼市の都市計画道路は、全長 5 万 6,910 メートルが計画されており、そのうち 3 万 1,770 メートルが改良済みである。未着手延長は 2 万 140 メートルと、計画延長の 35%を占めているというところでもあります。

全体の中で質疑に関しましては、インバウンドのほうであります。10 連休中に運行されました観光バスの詳細についてというような質問がありました。この 10 連休中に浦佐駅から六日町駅まで、魚沼の里、越後ワイナリーなどの観光施設を巡ります無料シャトルバス等の運行ということで、今回は二次交通の試験的試みという中で、効果を見た中で、秋以降に DC キャンペーンでも運行できるように計画を進めていきたいという回答でありました。

都市計画道路のほうの質疑につきましては、これまで負担割合の高い都市計画税を負担してきた住民がいることを忘れずに事業を行っていただきたいがどう考えているかという中では、純然たる都市計画事業として市で取り組んでいる事業はない。何とか総合計画の中で位置づけをしながら進めていきたいというのが担当者の思いである。その中で県事業との絡みがあり、市事業に軸足を持っていけない。全体のバランスの中で、ぜひ市事業も進めていきたいと考えているというような回答でありました。以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 資料の 1 ページ目、インバウンドの問題でありますけれども、調査は市内宿泊施設の現況でありますので、アンケートのほうの結果が中心となるかと思っておりますけれども

も、委員長がおっしゃいましたように、湯沢町は15万人を超えているというのがありますので、なぜ湯沢町のほうの参考人を呼んだりとか、資料もあわせて検討するというのをなさらなかったのかと、その1点をお聞きします。

○議 長 産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 今回は、特に参考人という方で、相手方様の都合等もありました。確かに寺口議員が言われたところもあります。また、今後の課題という中で、機会があれば取り組んでいければと考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告をさせていただきます。

期日は、平成31年4月15日であります。委員の出席は、7名全員であります。議長からも出席いただきました。調査事項は記載のとおり2件、その他2件について報告がありました。

調査内容につきましては、執行部から所管の部長、課長、説明員より出席をいただきました。報告につきましては、議長がおっしゃったように事前に配付されてありますので、簡潔にさせていただきますと思っております。

1点目であります。地下水の状況についてであります。まず、井戸設置許可申請件数につきましては、重点区域では105件、その他の区域では186件、計291件となっております。その中の重点区域105件の管理区分の内容につきましては、住宅用の新設が41件、そして掘替が14件となっております。事業用につきましては、新設が25件で、掘替が24件、公共用の掘替が1件となっております。その他の地域におきましては、住宅用新設では、前年度よりも81件多い114件と大きく増加したところであります。あと、揚水量増加量でありますけれども、重点区域の新規設置分であります。これは前年度より7万トン多い19.1万トンという数字が出ております。

降雪検知器等設置事業補助金につきましては、重点区域とその他の区域を合わせますと、前年比で121件増の261件となっております。申請額も前年比968万8,000円増、そして全体ですと1,994万7,000円になっており、平均の事業費については、1件16万8,000円となっているところであります。

次に市道消雪パイプの稼働時間についてでありますけれども、市内32路線の平均稼働時間は443時間でありました。これは前年比3%増となっております。降雪検知器の間欠運転機能のありなしの部分を見ますと、間欠運転機能ありが353時間、間欠運転機能なしが463時間の稼働となっております。そうしますと、間欠運転機能ありのほうが23%結果的には短い時間になっているという数字が出ております。また、公共施設の消雪パイプの稼働時間におきましては、市内34か所、32施設の平均稼働時間ですと464時間となっております。

次に消雪用井戸稼働時間の調査についてでありますけれども、先ほど言った間欠運転機能ありなしという部分を見ますと、間欠運転機能ありについては、73時間ほど、率にして16%稼働時間が短いという結果が出ております。そして、一般住宅と事業所に分けた場合の稼働時間の比較であります。事業所のほうが一般住宅に比べて30時間ぐらい、率で言うと7.5%稼働時間が長いという結果が出ております。昨年と比べますと、事業所においては7.8%、そして一般住宅においては4%の減となっている次第であります。

総揚水量についてでありますけれども、いろいろ調査を鑑みて計算しますと、市内の総揚水量は9,519万トンとなります。昨年度が9,251万トンでありましたので、268万トンの増であったという数字が出ています。そうしますと、ことしの降雪量の部分を見たときに、1センチメートル当たり大体揚水量は10万トンであるという数字が出ています。そして、重点区域の総揚水量は約647万トンであります。これは環境省の委託業務報告書によりますと、地盤沈下の進行を抑えるためには年間の許容水量を242万トンに抑制する必要があると数字が出ておるわけですので、現在の6割程度の節水が必要になるという数字が出た次第であります。

次に平成30年度の地下水の水位がどうなっているかという部分でありますけれども、昨年の最大が20メートルでありました。平成30年度は最大で19メートルという数字が出ております。地盤沈下の関係でありますけれども、所信表明で市長もおっしゃいましたが、六日町中学校の最大沈下率が1センチメートルでありました。条例改正後の目標値が2センチメートル以下ということで申しておりますので、その部分に関してはご承知のとおりであります。皆さんに1センチメートルという部分を報告したいと思っております。これについても今後深く検証していくべきではないかというふうに考えている次第であります。

次に2点目であります。新ごみ処理施設建設の進捗についてであります。新ごみ処理施設につきましては、平成29年度末から平成30年度いっぱいにかけて、国際大学の所有地を予定地に定めた上で周辺集落への説明を行ってきたところであります。皆様は報告をいろいろお聞きのとおり、たびたびこの場でご報告申し上げるとおり、非常に厳しい状況が続いているという状況でございます。

その中で4月1日から新ごみ処理施設整備室が立ち上げられました。そして、体制強化を図ったところでございます。そして、3月9日に実施しました国際大学での説明会を最後に、2巡目の地元の説明会を終了したところであります。今後につきましては、地元代表の方を集めた協議の場を設ける方向で現在検討しております。そうした中で周辺集落等への説明につきましては、11月から3月9日まで15会場で300名の方からご参加いただいたわけでございます。

先進地の視察につきましては、51名の方からご参加いただきました。先進地の視察のアンケートを見ますと、視察した施設の安全性についてでありますけれども、100%の方から「安全管理は適切に行われており、特に不安は感じない」との回答をいただいたところであります。その結果から、最新のごみ処理施設のイメージ、安全性において、おおむね視察に行か

れた方からはご理解いただいているのではないかと感じる次第であります。

今後の予定でありますけれども、今年度より準備係が整備室に独立したわけでありまして、人員体制の強化を行った中で、南魚沼市が3名、湯沢町、魚沼市と1名ずつ、計5名の体制で行っております。集落間の意見調整を行っていききたいということでございまして、各周辺集落の代表で構成する協議会的な場を設定していききたいというふうに考えている次第であります。その協議会において周辺集落全体の総意というものをまとめることができないかどうかというふうに進めていききたいという、委員会での現状の説明でございました。

質疑等は資料の配付のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思いますと思っております。

その他でありますけれども、金城の里臨時休館・再開の経緯等について、そして南魚沼市の自殺対策計画について報告がございました。以上でございます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 地下水の関係で1点だけちょっと確認したいのですけれども、今回調査の中では、重点区域の総揚水量が647万トンであったと。そして、結果としては予想外といいますと、ちょっと語弊もあるのですけれども、あまり沈下がない結果も——ちょっと時期がずれるかもしれませんが——出ているという中で、環境省のほうの報告書によれば247万トンに抑制する必要があるという、ここの差です。650万トンぐらい揚水している。まだまだ許可水量を240万トンぐらいに抑制しなければならない。だけれども、地盤沈下は進んでいない。そこら辺の理論の整理といいますか、今後の対応の整理といいますか、担当課のほうではこういう実績や報告を踏まえて、今後どういうふうな方向に進めたらいいのかというような話があったのかどうか、そこをちょっとお聞きしたい。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 この差につきまして、実際に総揚水量につきまして、今の調査に関しまして、調査の井戸本数、調査の本数です。そういう部分で全体的に井戸を全部台帳を調べた中できちんとやはり1軒、1軒調べていく必要があるのではないかと。そうした中で正確な数字を出していきたいという部分と、それと降雪検知器をすることによって、先ほど述べたような数字が出ているわけでありまして。そういう部分をまた再度徹底していきたい。そしてあとはやはり降雪が終わった後の晴れているとき、そういう啓発等もやっていきたいというふうに感じております。その詳細の環境省との部分については、そういう部分をしながら今後きちんとした中で進めていきたいというふうに思っております。これに関して、またこの委員会でも報告があるというふうに聞いておりますので、ちょっと詳細はそこを待ちたいというふうに思っている次第であります。以上であります。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新ごみの問題でちょっとお聞きしたいのですが、4月15日の社会厚生委員会ということですが、この中で質疑等の中から言いますと、新区長の段階になって協議会を立ち上げると。あるいは協議会が立ち上がらなかった場合とか、いろいろ質疑がされておる

ようであります、ちょっと気になったのが、一番最後のアンサーです。結論を出すなら出すと市長がはっきり言っている、そのようにさせていただきたいという、非常に難解な言葉なのですけれども、この意味合いをひとつ少し説明をいただきたいというふうに思います。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 この最後の市長の部分でありますけれども、これは我々の委員会においても、先へずっと延ばしていても、いろいろ協議している中で議論をして進めていくという部分をした中で、前々から私たちも、結論は出さなければいけないという部分で執行部に問いかけてまいりました。そうした中、執行部からは、大事なことである今の島新田の処理場、また魚沼市での処理場施設のそういう状況を考えたときに、執行部からは平成31年度中に何らかの結論は出さなければいけないのではないかとというふうな状況であります。そして協議会につきましては、4月15日現在の報告でございます。その部分に関しては、先ほどの地下水の部分ではございませんけれども、今委員会でもこの議会中に、その他のほうで報告があるというふうに聞いております。そういう状況であります。以上であります。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今回の審議状況がその前の前段であるのですよね。その中で市長は何をはっきり言っているのかという、その方向性というのは議論はされなかったということですかね。多分そこまで入っていないということだろうとは思いますが。その後、5月10日に周辺集落の区長会が行われているのです。非常に厳しい状況であるということをお知らせいただき、5月10日の区長会の傍聴等の案内が委員等にあったのかどうか。その辺をひとつお聞きしておきたい。

なぜならば、非常に本当に周辺集落の同意が可能なのであるかどうか。あるいはそういった請願を出された問題は理解が進んできているのかどうか。そういったあたりが一番の問題だと私は思っているのですけれども、それらの様子を委員会としてぜひ聞いていただきたいというような報告なりがあったのかひとつお聞きします。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 最後の部分から、まず委員会に傍聴の案内はございませんでした。そして委員会の中でも、これに関しては皆さんもご承知のとおり、ずっと私たち委員会は継続審査でやってまいりました。やはり敏感な状況にあると。私たち委員が今現在こうあるべきだとか、そういう部分というのはなかなか、今、地元の方を大事にしながら私たちは進めてきております。そうした中で私たちが先走って云々というときではないのではないかと。私たちは皆さんの意見というものをきちんと見守っていくというときではないのか。私たち委員会ではそういう結論であって、そして絶えずその中で皆さんの声を大事にしながら、また市全体をどうしていくかということは、いつかは私たち委員会としても議会に提案されたら結論を出さなければいけない、そういう時期が来ると思っております。私たちが言っていることは、一人一人がやはり議員であるならば、先走った行動をすることはちょっと今は控え

たほうがいいのではないか、という意見が大半でございました。以上であります。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 きょうの報告を見ると、大体執行部の報告に対して若干の質疑があったということだと思うのですけれども。今、後段でお話しいただいた部分について、私はやはり地元を大事にとか、あるいは先走った行動をしないとかというような話でありますけれども、やはり執行部の報告だけではなくて議会としてあるべき姿というのは、委員会としてちゃんと調査をし、そしてそれを議会に反映させると。そしてチェック機能がどう働くかというあたりだと思うので、ぜひ、継続審査でずっとやっているというのであれば、やはりもう少し現地に入ったほうがいいのではないかというふうに思います。ここで返事はもらえないと思いますけれども、そういった方向性というのを考える余地があるかどうかひとつお聞きしておきます。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 議員は言葉言葉に責任が私はあると思っています。そういう面でやはり委員の皆さんは、本当に慎重にしております。すごくそういう部分に関しては言葉を選びながら、正直言って質問しているのが事実であります。そのぐらい真剣にずっと調査をしまりました。やはり先ほど言ったように、現地に行かなくてはいけないというのだったら、皆さんそういう事件がもしあったならば、そういうふうにさせていただこうと思っています。でも、今現在は見守るということも大事な議員の使命であると。私たちはそのような結論を出した次第であります。今現在であります。そのことを申しておきたいと思っています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 6、請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

請願第 1 号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 7、請願第 2 号 憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営



を求める請願を議題といたします。

請願第2号を議会運営委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、陳情第9号 市役所に自動車通勤している職員から駐車料金を徴収せよを議題といたします。

陳情第9号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 会議の途中でありますが、ここで休憩といたします。再開を11時といたします。

[午前10時43分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午前11時00分]

○議 長 日程第9、第2号報告 専決処分した事件の承認について（平成30年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第2号報告 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

補正予算（第9号）については、歳入歳出ともに議決いただいております予算額と、最終執行確定額あるいは予算予定額に大きな差異が生じる項目について、平成30年度の最終補正として整理をさせていただきました。

歳入では、譲与税、交付税の交付額の確定による増減、特別交付税の交付額の確定による増額、また、ふるさと納税寄附金の収入額確定による増額を計上しております。

歳出では、ふるさと納税推進事業費において、翌年度にわたって返礼品を受け取られる方の分の返礼品等業務委託料を「定期便分」として当年度予算から減額し、一旦、財政調整基金へ1億2,300万円を積み立てて、年度を移行いたしました。また、市が活用できる果実分も確定し、4,303万円をふるさと応援基金積立金に計上しております。

これらの結果としまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、歳入において財政調整基金繰入金を2億1,000万円減額し、合併振興基金繰入金を2億円皆減といたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ5,980万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を325億6,706万7,000円といたしました。

詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、詳細をご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。補正予算（第9号）につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、平成30年度の最終補正として整理をし、平成31年3月28日付で専決処分をさせていただいたものであり、地方

自治法第 179 条第 3 項の規定により、承認をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。12、13 ページをお願いいたします。歳入でございます。最初の表、2 款地方譲与税から、次の 14、15 ページ、4 番目の表、10 款交通安全対策特別交付金までは、いずれも増減にかかわらず確定額を補正し、合計で 3 億 9,919 万円の増となっております。

額の多い主な内訳では、12、13 ページ最初の表、2 款 1 項地方揮発油譲与税が 2,270 万円の増。

2 番目の表、2 項自動車重量譲与税が 2,507 万円の減。

最後の表、6 款 1 項地方消費税交付金が、一般財源分、社会保障財源分、あわせて 1 億 1,745 万円の増。

めくっていただきまして、次の 14、15 ページ、最初の表、7 款 1 項自動車取得税交付金が、2,768 万円の増。

3 番目の表、9 款地方交付税は、説明欄、特別交付税の 3 月交付分の確定などにより、合計で 2 億 4,815 万円の増。

2 つ下の表、13 款 2 項国庫補助金、小学校費、中学校費、いずれの臨時特例交付金も、学校の空調設備設置工事に対する国の追加交付決定により、合わせて 645 万円の増。

めくっていただきまして、16、17 ページ、最初の表、16 款 1 項寄附金、1 段目、一般寄附金は、説明欄記載の皆様から、合計 15 万円をご寄附いただいたものでございます。2 段目、ふるさと納税寄附金は、平成 30 年度の寄附総額の確定により、既決予算額との差額 6,875 万円を増額といたしました。

2 番目の表、17 款 2 項基金繰入金では、1 目財政調整基金繰入金、2 目合併振興基金繰入金ともに、交付税の確定などによる収支の調整により、それぞれ 2 億 1,000 万円と 2 億円の減額とし、全額を戻し入れすることといたしました。

5 目ふるさと応援基金繰入金は、小中学校の空調設備設置工事費の確定などにより 1,165 万円の減といたしました。以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして、18、19 ページ、歳出をお願いいたします。2 款総務費 1 項 6 目財産管理費、説明欄丸、基金費の 1 行目、ふるさと応援基金積立金は、平成 30 年度にご寄附をいただいた果実分が 4 億 6,720 万円に確定したことから、既決予算額との差額 4,303 万円の増。2 行目、財政調整基金積立金は、平成 30 年度分の返礼品等の業務のうち、令和元年度に執行する定期便分として、1 億 2,300 万円の増。

7 目企画費、説明欄丸、ふるさと納税推進事業費では、それぞれの未執行分の経費の減額と、4 行目のふるさと納税返礼等業務委託料は、寄附総額から平成 30 年度未執行分を差し引き、委託料を再算定した結果、9,768 万円の減額となっております。

2 番目の表、4 款衛生費、3 番目の表、7 款商工費、めくっていただきまして、20、21 ページ最初の表、8 款土木費の 2 項道路橋りょう費、2 番目の表、同じく 8 款土木費 5 項住宅費、以上 4 つはいずれも歳入の補正に伴う財源更正となっております。

3番目と4番目の表、10款教育費2項小学校費、3項中学校費は、いずれも小中学校の空調設備設置工事における工事費の確定による過不足調整で、小学校分を900万円の増、中学校分を900万円の減とするものでございます。

最下段の表、14款予備費は、収支における不足調整分629万円の減額でございます。以上が歳出の補正額の説明でございます。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正、追加でございます。2款1項総務管理費の庁舎整備事業費、これは大和庁舎の空きスペースを貸し付けするための改修工事費でございますが、入居予定企業との調整や相手方の最終的な意思決定に時間を要したことから、予定の改修工事の開始が年度末になったため、繰り越しの追加をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、8ページ、第3表、地方債補正は、表の最下段から3つ上の、学校教育施設等整備事業債が、学校の空調設備設置工事費の確定、臨時特例交付金の確定などにより変更となっております。

3ページに戻っていただきまして、ただいま説明をさせていただきました内容が、第1条、第2条及び第3条となっております。以上で、第2号報告、専決第17号の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 7ページの繰越明許の補正のところちょっと確認したいのですけれども、この部分、大和庁舎の改修の話は前々から出ていまして、なかなか進まなかったのですけれども、今、話を聞きまして、一応予定されている業者との調整がなかなかうまくつかないの年度中は無理だったということで繰り越したのですけれども、それは話がうまくついたのでか。それでそれを見通して繰り越したのか。そこだけ確認したい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 結論を申しますと、全てお話がつきまして、入っていただくということで工事を進めております。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 21ページですけれども、エアコンの工事ですが、小学校が増額で中学校が減額ですけれども、1校なのか、同じ金額で何かあまりざっくりし過ぎかなというか、そういうふうに思うのですけれども、その辺がどうなのか教えていただきたい。

このエアコン設置につきましては、かなりの市内の要望が出て、全国的にこういう機運になって、国からの予算がついてすぐできたということではありますが、議場でも何回も出ていますけれども、小学校、中学校の洋式便器の件であります。市長はよく行政でやるべきだと思っているというふうな発言をされていますけれども、具体的に何年かけて年次的にやっていくのか、どういうふうにやっていくのかというのを言っていたかかないと、なかなかここが進まないのではないかと思いますし、その辺がどうなのか。エアコンはこういうふう

にすぐ、国が乗ったのでできたのかもしれませんが、問題としてはやはりそういうところがあると非常に思っています。

例えば後援会とかで予算を出してつけているところもあるわけですが、そういう地域が出てくる可能性もあると思いますけれども、そうしたときに例えばそれは共助の部分ですよね。自分たちが出すとした場合、行政に言った場合、2分の1は補助しようとかと言った場合は、予算全額という部分では補助すれば行政側も助かるわけですが、そういうふうにもう考えていくのか。そういう面でもどういうふうにもう改修を行っていくのか。

これは非常に区長とか、また人が集まったところで、かなりの意見が、ここは毎回出てくるような意見がありますので、その辺はやはり行政は応えていくべきではないかというふうには私は思いますが、いかがお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 質問をありがとうございます。先般も区長さん方が集まる場所、各地区に今お邪魔していますが、この中でやはりこの問題が出ないことがないぐらい、クーラーは国がかじを切ったというところがありましたが、我々も財源的にはふるさと納税というのがあって決断ができたというところがありましたけれども、それが出てきたがゆえに、余計にまたトイレの洋式化の問題というのが非常に要望が強まったというところも、一部クーラーのほうも拡充が進んだのでということもあるかもしれません。

中には、トイレの個数の問題も大きく問題視している地区もあつたり、はたまた一方では、和式のトイレを残すべきだという議論も聞こえてきたり、なかなか大変な問題があるかと思えます。いずれにしても、教育部のほうでいろいろな計画等を立てながら進んでいるかと思えます。これに加速的に我々がまた手を加えていくということはこれから十分考えなければならぬと思えますが、一応の見解を教育部のほうから答えてもらおうと思えますので、よろしくお願ひします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 トイレの件ですが、私どものほう、市長が申し上げたとおりですが、いろいろな経過もありまして、またいろいろな事情もございます。限りある予算でございますが、補助事業ということで考えておりまして、今後は総合計画のローリングに乗せまして、年次的に整備を進めていきたいというふうにもう考えております。

そしてもう一点ですが、最初の空調の900万円の組み替えの件ですが、これは小学校の工事につきましては、3地域に分かれまして3本で工事を発注いたしました。中学校は全体で3校一括で発注いたしました。入札後ですが、契約額が確定しましたところ、小学校全体の入札額が、予算額にほとんど余裕がない状態でございますが、今後変更が生じた場合それに対応するために、中学校の予算額に余裕がございましたので、それで調整をさせていただきました。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1番目の何か今の答弁だといまいちその意味があまり——小学校がどうで

こうでという、何か金額が同じなので、そんな調整なのかどうなのかという部分が、今の答弁だとはっきりよくわからないという部分があります。

トイレの部分は年次的にということであれば、ではことし幾つつくのか、3年後にはどういうふうになっているのか。しっかり計画を立てていないと、これはもう早く、かなり前からの要望でもありますし、本当に女子トイレで洋式便器が1個しかない。和式便器が3つ、4つというところがあります。そういうところはやはり——今、家をつくるにも洋式便器が主流だと思いますし、そういう面では特に女子生徒ですけれども、そういうことを考えれば、もう早急にやはりこれは考えていくべきだろうと。

さっきも言ったような地区の共助の部分があるのであって、そういうところが手を挙げるのであれば、行政も予算が少なくて済む。そういうふうに考えていくのも今後の考え方としてはありなのではないかという部分を示していくのが行政の姿かなと私はと思いますが、その点をもう一回答弁願います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1番目の質問でございますが、小学校費は全体で考えたということで、全体の予算のほうで変更等が生じた場合、余裕がなかったということです。当初の我々のほうの見積もりがちよっと甘かったということなのかもしれませんけれども、その辺で入札後、額が確定しましたら、今、小学校費全体で余裕がなく、少し教室等が増えた部分もありますけれども、そういった部分で余裕がない状況になりまして、余裕のある中学校費から調整したという形であります。

2番目といたしますか、洋式便所のほうでございますが、おっしゃるとおりでございますので、我々のほうも現在の状況を踏まえた上で、年次計画をきちんと立てた上で対応していきたいと考えております。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 19ページのふるさと納税の部分について3点お伺いします。まず1段目の基金の積み立てですけれども、結局、平成31年度分の果実分としてどのくらいの基金の積み立てになるのかということをお聞きしたい。

もう一つその下の返礼品、定期便です。恐らく米だと思っておりますけれども、新米が出るまでの間、定期便を送るということですが、この1億2,300万円、ほぼ米だと思っておりますけれども、内容的には何を送るのかというのをちょっとお聞きしたい。

それと、行政資料のほうでいただいた85ページのほうには、平成31年度累計で11億3,000万円という数字が出ている。議会運営委員会の中で聞いたのは、総額11億7,000万円ぐらいになるだろうというふうな数字も出たのですけれども、この数字については、実際どっちが正しいのか。11億3,000万円なのか、11億7,000万円なのかというところです。以上3点お伺いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目、平成30年度分——先ほど平成31年とお伺いしましたが、平成30年

度だと思えますけれども——の果実分の合計でございますが、済みません。4億6,700万円ほどとなっております。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 ご質問2点目でございます。定期便というのは、年度中に数回にわたって品物を送るということで、大半がお米ということでご理解いただければと思っております。

3番目の問題でございます。11億3,000万円ほどというのは、ふるさと納税の関係でお申し込みになったものでございまして、国際大学応援と交流の推進コース等のものは入ってございませんでした。ですので、今現在であれば、国際大学応援と交流の推進コースを含め11億7,000万円ほどというふうなご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 果実分の4億6,700万円であります。ただ、前年度分でまだ果実分で残っている部分もあると思いますので、それこそいろいろな要望がこれから出てきて、それに対する予算づけをされるわけでありまして、貴重な部分で——平成31年度ではなく平成30年度でありましたけれども、内容を見れば、「市長にお任せ」が43.5%と圧倒的な部分でありますけれども、できるだけ市民生活に必要な部分について予算づけを行っていくものだと思っております。

返礼品については、例の返礼品率を30%に抑えろという部分で、米についても1万円に対しては3,000円分ということで、キロ数が結構減ってきたかなと思っております。それについて11月から3月いっぱいまでかな、新しくなった部分についての、やはり返礼品率30%ということになったのについて、米に対しての要望といいますか、それは変わってきたのかどうかと、ちょっとお聞きをしたいと思います。

5キロが3キロになるぐらいなので、それほど変わらないと思うのだけれども、米から別のもの変わったとか、あるいはもうちょっとお米が欲しいので寄附金が増えたとか。いろいろなことが想定されるけれども、そういうような動きが出てきたのかどうかというのをちょっとお聞かせ願いたい。2点だけ。

○議 長 財政課長。

○財政課長 果実分の部分は、平成29年度からの部分もありますので、そこをちょっと済みません、つけ加えさせていただきます。平成29年度からの果実分は、2億2,800万円ほどでございます。先ほどの平成30年度の4億6,700万円ぐらいと足しますと、計で6億9,500万円ほどになりますが、そのうち平成30年度に事業費として3億1,200万円ほど活用させていただきました。よって、平成30年度末の状況としましては、残る、こちらが活用できる分は、3億8,200万円強となっております。

そこで、その上、今回の令和元年度予算のほうで、既にこれを見込んで2億5,000万円ほど使わせていただく予算組みをさせていただいておりますので、そちらを加味しますと、今現在、最終的にまだ——まだ使えるという用語がありますが、残る果実分は1億3,000万

円強かというふうに考えております。以上です。

○議 長 U&I ときめき課長。

○U&I ときめき課長 2点目の問題でございます。昨年度 11 月から返礼率を 30%以下ということで想定させていただいて、再開をしたところでございます。お米の関係の動きに関しましては、基本的には大きな変化はその 11 月以降はないというような状況でございます。先ほどお話が出た定期便の方がある程度定期的にお使いになっていらっしゃるという状況は、2年目を迎えたあたりから出ておまして、お米に関して言えば、量が極端に減ったというところではなくて、やはり特色のある中身と申しましょうか、雪室で保存されているものですか、無洗米ですか、そういう種類に変わったことはございますが、量的なもので言えば、1回に送る量が少なくなった。でもトータルで言えば、前年並みという状況でございます。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 毎回お聞きしますが、この調達費——ふるさと納税の調達費については、産業振興にという話があります。ほとんど米だということはわかりますが、そしてほとんど集中した業者ではないかというような言い方がされます。そういったことという話はここではないのですけれども、本当に米農家の、あるいは販売免許を持ってられる方々が、どういった形で分布されているのか。その辺が産業振興なり——要するに地元にお金が落ちるといふことになると、そういった形で分析されているのではないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

私がなぜこういう話をするかという、あくまでも寄附額が公金であるということ。その公金がどう——言葉が悪いですが、どういうふうに分布しているか、ばらまかれた形で皆さんが恩恵にあずかっているかというあたりをお聞きしたいわけでありまして。以上です。

○議 長 U&I ときめき課長。

○U&I ときめき課長 ただいまのご質問でございますが、業者的なことではなくて、種類のほうを先ほど答弁させていただいたところでございますが、地域の分布というよりは、やはり寄附をされる方のきっかけがホームページ、ウェブページということで、その出し方ということで、希望が行われるというような状況が現在のふるさと納税の窓口というところになります。

ですので、地域的なものというような形ではなくて、ある程度そのやり方なり見せ方というところで、当市においても業者さんのほうにそういう指導も行いながら行っているところでございます。現在のところ分布的なものを算出はしてございません。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私が聞くと、またそういった形で答えるのは大体想定しているのですけれども、やはり米が今回 80 数%ということになっていきますよね。以前は 90%と言ったね。そしてそれが事業所ごとに、A、B、C 社でいいですよ。そういった形で公金が支払われているわけでしょう。いや、一括してどこか納めているからあとは知らないよという感じなのか、

やはりそこはもう少し——もし一括でJTBならJTBに払っているのであるならば、その内訳はこっちで把握すべきではないかということです。

そして、パッケージの問題とか、ホームページの閲覧の順番とか、そういう問題もあるというふうに聞いているのですけれども、そんなことではなくて、そのお金がどういうふうに市内に行き渡っているかということは、やはり11億円からの仕事ですからね。もう少し神経を使ったほうが、果実だけを言うのではなくて、それに皆さんが恩恵にあずかっている部分というのは、もっとアピールして私はいいと思うのです。その部分だけが語られないのです。どうですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず1点目、偏りという部分につきましては、先ほどU&Iときめき課長が申しあげましたように、それぞれの業者さんがそれぞれの工夫をされてアピールして、それが売りに上がっているというのは紛れもない事実でございますので、その部分でやはり頑張っていたきたいというのが、正直な気持ちです。

それから、ふるさと納税に参加したいという業者さんにつきましては、私どもは基準を設けてございますが、その基準に合致をすれば、基本的にはどうぞお願いします、という立場でございますので、何ら余計な排除をしているものではございませんので、それはご承知のことかと思えます。

あとそれから、2点目のふるさと納税の総額11億円をいただいて、その内訳がなかなかわかりづらいというご趣旨の質問かと思えます。昨年の9月の決算議会の際にも同じようなご意見をいただいたと記憶してございますので、次の9月の決算の際の書類にどういう記載の方法ができるのかというのは、私どもも内部で協議はしているところでございます。おっしゃるように、A業者が幾ら、B業者が幾らという形ができるのか、できないのかも含めて協議を続けていきたいと思っております。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 協議を進めるということではありますが、要するに、サイトの関係でいけば、その内容については触れられないとか、知らせてもらえないとかという問題なのかどうか、そこがはっきりしないのです。事実がわかれば、要するに公金をそこへ支出をするわけですから。それを聞いて、その状況を押さえていますかということです。

そしてもし、パッケージの問題とか、見栄えをよくしているとか、あるいは特徴をあらわしているとか、そういうのはやはり中小——要するに農業者ですよね。農業者とか、あるいは生産者、そういう人たちにやはり11億円からの仕事ですからね。それをいかにすればあなた方も機会を得られますよと。支援をやはり行政サイドでできる部分だと私は思うのです。そうしなければ、特徴を全部つかんでいるのは市ですから。いや、つかんでいないと言えば知りませんよ。

そういうことを努力すれば、入ってきた11億円がどういうふうに回って、皆さんがどういう恩恵を受けて、そして市もこれだけの利用ができるのですよと、実があるのですよと。こ



ういう話は全然面倒ではないと私は思うのですが。そして、生産者支援がきちんとできてということになれば、自分のお金を使わないでできるということですから、すごくいいことだと私は思うのですけれども、その辺、もう無理な部分が、何が無理なのかひとつお答え願いたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目、まずそれぞれの詳細なデータでございますけれども、もちろん私も持っております。それは持っております、それを集計したのが今回の所信表明資料の86ページ以降のデータとなっております。ですので、先ほど申しあげました決算に向けての資料の出し方について協議しているということについては、その内容をどれだけ具体的にらせるのかという部分で協議をしているということでございます。

それから2点目、支援ということでございますが、先ほども申しあげましたけれども、私も基本的に基準に合った生産者さんなり、業者さんであれば、どうぞお願いしますという立場でございます。例えばこういう取り組みをしている業者さんが伸びていますよというところまでのデータは、正直お返しはしておりません。

それこそどこまでそれを開示していいのかというのは、私が考えますと、例えばある業者さんがこれだけ売上げがあります、特徴はこういうことかというのを、全部開示するのが妥当なのかどうかというと、私はそうではないと思います。それぞれの業者さん、生産者さんが工夫を凝らして自分の売っている商品、米、米以外もございましてけれども、いろいろな特徴を打ち出して同じウェブサイトの中で商品を並べているわけでございますから、そのやり方と結果をひもづけて一緒にお出しするというのは、難しいと考えてございます。

ただ、やはり特色のあるものがふるさと納税をしていただく方の目に触れやすいとか、そういう出せる範囲のデータについては、もちろん私も出していきたくと思っています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第2号報告 専決処分した事件の承認について（平成30年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 10、第 3 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例等の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 3 号報告 専決処分した南魚沼市税条例等の一部改正について提案理由を説明申し上げます。これは、平成 31 年 3 月 29 日付で南魚沼市税条例等の改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。平成 31 年 3 月 27 日に地方税法の一部を改正する法律が参議院で可決成立し、3 月 29 日に公布、4 月 1 日からの施行となったことから、3 月 29 日付で専決処分をいたしました。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の 9 ページをお開きください。今回の改正は、2 条の条建てとなっております。第 1 条関係は、平成 31 年度の地方税法改正に伴う改正となります。附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項であります。これは所得税の住宅ローン控除について、その適用期間を 2 年延長しまして、平成 45 年——令和 15 年でありますけれども——ここまでとする改正がなされたことによりまして、同じ期間について、現行制度と同様に、所得税から控除しきれない額を控除限度額の範囲で個人住民税から控除するための改正であります。

第 2 項は、住宅ローン控除を住民税でも受けるためには、納税通知書が届くまでに申告書を提出する必要がありましたけれども、その期限を撤廃することとなったため削除するものです。

10 ページをお開きください。第 2 項が削除されたことにより、第 3 項を第 2 項に繰り上げ、これに伴う文言整理であります。その下、附則第 9 条の 2 第 5 項から次の 11 ページ、第 17 項までの改正は、地方税法の附則第 15 条に定めます固定資産税の課税標準の特例の規定につきまして、新たに第 17 項——流通業務総合効率化事業者が購入した新車両に係る固定資産税の特例措置というものだと思いますけれども——これは条例には直接は関係ないですけれども、第 17 項が追加をされたために、それぞれの項で引用している条項の項ずれを修正するものであります。

その下、附則第 9 条の 3 第 6 項は、地方税法の改正によりまして固定資産税の減額措置の規定に、高規格堤防整備に伴って建てかえ移転した家屋に係る減額措置が追加になったため、その申告すべき内容等の規定を追加するものであります。

12 ページをお開きください。第 7 項から、13 ページに至ります第 12 項まで、これは施行例の改正に伴います項ずれの修正であります。附則第 15 条は、軽自動車税の税率の特例でありまして、第 1 項は、新車登録から 14 年経過した車に対します重課措置を平成 31 年度に限定をするという規定であります。

14 ページ、改正前の第 2 項から 15 ページに至ります第 4 項までで規定をしておりまして、グリーン化特例による平成 29 年度分の減税措置の規定を廃止しまして、新たに 15 ページから次の 16 ページまでにおいて、改正前の第 5 項から第 7 項を第 2 項から第 4 項に繰り上げま

して、平成 31 年度分の課税について、同じくグリーン化特例による軽減措置を規定するものであります。内容につきましては平成 29 年度分の減税と内容は同じであります。

17 ページ、第 20 条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用に関する申告について、文言の整理を行うものであります。その下、第 2 条関係でありますけれども、これは平成 27 年で議決いただいた一部改正条例について、再度改正を加えるものであります。

めくっていただいて、18 ページから 19 ページになります。平成 27 年において、消費税の増税がこのとき決定をされたということにあわせて、紙巻きたばこ 3 級品のたばこ税について、特例税率を廃止し、平成 28 年度から平成 30 年度までに段階的に引き上げて、平成 31 年度から通常の税率を適用するという改正を行ったところでありまして、附則の第 5 条は、この改正に伴う経過措置の規定であります。

第 2 項は、消費税増税が本年 10 月 1 日に延期をされたということに伴いまして、現行税率の適用期間を平成 31 年 9 月 30 日まで延長するというもの。

第 13 項は、手持品課税を行う際の期日を半年間延長して平成 31 年 10 月 1 日とし、差額である税率を現行に合わせて 1,692 円とするものであります。

第 14 項は、市たばこ税の申告期限及び納付期限について、それぞれ半年間延長する改正であります。

議案書の 7 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。第 1 条は施行期日で、平成 31 年 4 月 1 日から施行するというもの。第 2 条は、市民税に関する経過措置を規定したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 9 ページの第 6 条の 3 の 2 ですけれども、住宅ローンの特別部分が 2 年延長ということであろうかというふうに思うのですが、これは別に期間が延びただけで、率が上がったとかというわけではないのと、もう一点は、継続して減税を受けているものだから、いちいち申告書を出さなくてもいいですよという話なのか、というところを確認したいと思います。

○議 長 税務課長。

○税務課長 今回の住宅ローン控除の 2 年延長につきましては、消費税増税に伴いまして、8%から 10%に上がるその 2%相当分について延長するというふうな規定になっております。ですので、今回の消費税増税の対応として、このような措置がされたということになっております。あとそれぞれの毎年の申告につきましては、従前とは変わっておりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第3号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例等の一部改正については、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第3号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第11、第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第4号報告 専決処分した南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。これは第3号報告と同じく、平成31年3月27日の地方税法一部改正のうち、平成31年4月1日施行に係る部分を3月29日付けで専決処分したものでございます。

新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の5ページをお開きください。第3条第2項は、国民健康保険税の課税限度額を定める条項でありますけれども、基礎課税額——いわゆる医療分の課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものであります。これによりまして、課税限度額の総額は、基礎分が61万円、後期高齢支援分が19万円、介護分が16万円、足しますと96万円ということになります。

その下、第11条は、低所得者に対しまして、7割、5割、2割で国民健康保険税を軽減する制度でありますけれども、所得水準の上昇にあわせて対象世帯の拡大を行うものであります。

第2号は、5割軽減の規定でありまして、軽減判定所得の算定方法について、世帯員の数に乗ずる額を5,000円引き上げて28万円とするもの。

6ページのほうですが、第3号は、2割軽減の規定でありまして、同じく世帯員の数に乗ずる金額を1万円引き上げて51万円とするものであります。

3ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。第1項は、施行期日を平成31年4月1日とするもの。第2項は、国民健康保険税に関する経過措置を規定したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第12、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第5号報告 専決処分しました南魚沼市介護保険条例の一部改正について、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものであります。

平成31年3月29日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正が公布になったことを受けての条例改正でございます。平成31年4月1日からの施行が必要であることから、3月29日付で専決処分いたしました。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げますので、議案書の7ページをお願いいたします。

第3条の改正についてですが、低所得者の介護保険料の軽減については、消費税率8%への引き上げに伴い平成27年4月から一部実施を行っております。本年10月の消費税率10%の引き上げにあわせて、さらに軽減強化を行うこととなりました。

前回の消費税率引き上げにより、軽減措置が行われてきた第1段階の保険料について軽減幅をさらに引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階まで広げることによる項の改正及び追加となります。

第3条第2項については、第1段階の保険料34,200円をさらに軽減し、28,500円とするものです。

第3項については、第2段階の保険料57,100円を47,600円とするもの。

第4項については、第3段階の保険料57,100円を55,200円とするものです。

議案書の5ページに戻っていただき、本改正条例の附則です。下段のほうになります。第1項は、施行期日で、平成31年4月1日施行とするものです。第2項は、経過措置を規定したものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第13、第6号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第6号報告 継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。南魚沼市一般会計継続費の平成30年度の年割額の歳出予算額のうち、支出の終わらなかった残額につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和元年度に通次繰り越しをいたしましたので、継続費繰越計算書を調整し、ご報告申し上げます。

めくっていただきまして、3ページ、別紙が継続費繰越計算書でございます。今回令和元年度に通次繰り越しをいたしました継続費は2事業で、繰越額は4億1,308万14円でございます。内容は、いずれも8款土木費2項道路橋りょう費で、1つ目は樋渡東西線JR委託事業でございます。平成27年度6月補正予算で5年間の継続費として議決いただいたもので、平成30年度予算現額は、予算計上の年割額3億2,730万円と前年度からの通次繰越額3億9,152万4,354円の、計7億1,882万4,354円であり、そのうち2億2,526万14円を翌年度への通次繰越額とするものでございます。

2つ目は、樋渡東西線道路改良事業でございます。平成30年度当初予算で3年間の継続費として議決いただいたもので、平成30年度予算現額は、予算計上の年割額5億7,700万円、そのうち1億8,782万円を翌年度への通次繰越額とするものでございます。

以上、第6号報告 継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第6号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議 長 日程第14、第7号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第7号報告 平成30年度南魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。平成30年度の繰越明許費につきましては、平成30年度3月定例会での補正予算第8号、及び最終専決補正予算での第9号でご承認いただいたものでございます。それぞれの事業において、令和元年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、ご報告申し上げるものでございます。

別紙の3ページ、4ページが繰越計算書、5ページ、6ページが報告資料で事業内容の説明となっております。繰り越し予定で補正予算に計上したもの、年度途中で補助対象や採択となったもの、国の補正予算により計上となった事業などがございます。主に繰越額、財源等の説明とさせていただきます。それぞれ左から、款、項、事業名、次の金額は繰越予定額、次の翌年度繰越額が実際に繰り越しをした額で、以降はその財源内訳となっております。

2款総務費では、職員費は会計年度任用職員制度導入業務委託料、内部情報システム事業費は内部情報系システムの新元号対応業務委託、庁舎整備事業費は大和庁舎の空きスペースを貸し出すための改修工事、地域開発センター費は五十沢地域開発センター解体工事。

6款農林水産業費では、土地改良事業費は寺尾五日町地区基盤整備促進事業、次の県営事業負担金は国補正予算による吉里地区ほかの負担金。

8款土木費では、道路橋りょう維持補修事業費は、前払金支払いのため538万円の減、次の消融雪施設維持管理事業費は、2路線消雪パイプフレッシュ事業で国補正予算の交付決定額が大幅に減となったため、3,358万円の減、次の道路新設改良事業費は、市道市役所通線道路改良工事ほか6件、河川管理費は、城之入川転倒堰施設改修事業の計画作成等業務委託、都市計画総務一般経費は、都市計画図データ調整、印刷用データ作成業務委託料。

めくっていただきまして4ページ、流雪溝整備事業費は、流雪溝送水管布設工事。

9款消防費、消防水利整備事業費は、上町地内の耐震性貯水槽建設工事。

10款教育費、小学校施設等整備事業費、中学校施設等整備事業費は、いずれも各学校の空調設備設置工事、前払金支払いなどのため、合わせて1億6,220万円の減、坂戸城跡整備事業費は、寺ヶ鼻遊歩道復旧工事、南魚沼市郷土史編さん事業費は、六日町史、大和町の近・現代などの発刊にかかる経費となっております。

平成30年度で繰越明許費とした事業件数は18事業、7億2,525万7,000円でしたが、うち1事業は年度内に事業完了してございます。

結果、4ページ最下段のとおり、令和元年度に繰り越した額は、17件、繰越明許費とした

総額 7 億 1,465 万 6,000 円のうち、中ほどの翌年度繰越額の合計、5 億 1,348 万 8,000 円であり、財源内訳は、表の中ほどより右側に記載のとおりとなっております。

以上、第 7 号報告 繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 7 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は 1 時 20 分といたします。

〔午前 11 時 59 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 20 分〕

○議 長 日程第 15、第 8 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、第 8 号報告についてご説明申し上げます。3 ページをごらんください。3 月議会でご決定をいただいた下水道事業繰越明許費限度額は、公共下水道事業費 1,100 万円、公共下水道事業費（浸水対策）1 億 5,800 万円、特定環境保全公共下水道事業費 2 億 2,780 万 1,000 円の合計 3 億 9,680 万 1,000 円でしたが、この同額を翌年度に繰り越しをいたしました。翌年度繰越額の財源内訳は記載のとおりとなっております。

5 ページの資料をごらんください。上段の公共下水道事業費は、大和处理区の広域化検討の設計業務委託で、8 月末までに完了見込みとなっております。

中段の公共下水道事業費（浸水対策）は六日町市街地内の寺裏雨水幹線改修事業費で、工事 2 件と設計業務委託及び物件補償となっております。いずれも発注済みでございます。

下段の特定環境保全公共下水道事業費ですが、島新田地内の水管橋と、三郎丸地内のポンプ場の工事で、合計 4 件の工事と城内地区の農業集落排水統合の管渠実施設計委託であります。こちらも発注済みであり、降雪期までの早期完成に努めてまいります。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと確認したいのですが、基本的なことですが、平成 31 年度に繰り越したのですが、この下水道特別会計というのは企業会計になったので平成 31 年度予算はないわけです。決算の出し方ですが、予算はないけれども決算だけこの会計が出てくるのだと思うのですが、そうなのか。企業会計の中に何らかの形で含まれる



のかだけちょっと確認しておきます。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 繰越予算につきましては、繰越承認をいただいて企業会計の中の決算ということになります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第8号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）を終わります。

○議 長 日程第16、第9号報告 予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 第9号報告 予算繰越報告についてご説明を申し上げます。平成30年度南魚沼市病院事業会計予算、資本的支出の建設改良費の一部につきまして、平成30年度内に完了が見込めないことから、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、次年度に繰り越しを行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告をするものであります。

3ページをごらんください。3ページの別紙、これが繰越計算書でございますが、事業名は建設工事費でございます。説明欄に記載のとおり、市民病院駐車場排水施設——これは国土交通省17号バイパスの補償関連事業であります。これにつきまして河川管理者の新潟県と排水先流域の考え方に齟齬が生じたことによりまして、協議が難航し時間を要したため、工事発注ができず予算計上額2億500万円を繰り越したものでございます。財源の内訳等につきましては、記載のとおりで国土交通省からの補償金以外は、起債によるものとなっております。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第9号報告 予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を終わります。

○議 長 日程第17、第10号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第10号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。この報告につきましては、地方自治法第243

条の3第2項の規定に基づき書類を提出するものであります。それでは、事業報告書をごらんください。

1 ページ、第1 実施事業概要でございます。通行止めとなっていたダム左岸の県道が9月20日に通行可能となり、前年中止となっていた自転車ロードレースが2日間開催され、新たにドッグラン大会が2回実施されました。ただ、観光センターの利用は前年比約500名の減少と、県道の通行止めの影響を受けた形となっております。

また、落石の影響で水源確保ができていない、しゃくなげ湖オートキャンプ場、十字峽登山センター売店などの営業再開はできませんでした。

めくっていただきまして2ページ、第2 各事業報告です。Ⅰ. 公益目的支出事業は、平成25年4月の一般財団法人移行に伴い、旧法人から引き継いだ公益目的財産を県知事が認可した公益目的支出計画に基づき計画的に執行するもので、ダム周辺の美化活動や地域の活性化を図るためイベントを行いました。具体的な内容は2ページ中段の表に記載してございます。

3ページ中段下、③三国川ダム景観事業は、ダムを訪れる人々に楽しんでもらうため、プランターの花植えと設置を行い、ダム周辺の美化活動を行いました。また、④しゃくなげ湖まつりは、「森と湖に親しむ旬間」——7月21日から7月31日の週であります——ここに合わせて7月29日に実施し、1,800人の来場がありました。

めくっていただきまして4ページ中段の⑤南魚沼サイクルフェスタ2018では、9月30日に南魚沼グルメライドが開催され、817人の参加がありました。10月6日、7日にはJBCF全日本実業団自転車競技連盟主催の2つのロードレースが開催され、1,800人の参加がありました。

Ⅱ. 収益事業の1. 食堂・売店事業ですが、昨年に引き続き観光センターの食堂、売店の営業は、経費節減のため閑散期は週5日の営業とし、十字峽登山センター売店は営業を休止しております。

5ページ中段、2. 指定管理事業としては、5ページから6ページにわたりますが、しゃくなげ観光センター、わらびの運動公園、十字峽登山センターの各施設管理を行っております。登山センターは登山客のために2階宿泊場所は避難所、仮眠所として、そしてトイレは使用できるようになっています。いずれも施設設備の老朽化に伴う計画的な修理が課題となっております。

6ページ下段の3. キャンプ場収益事業の(1)しゃくなげ湖オートキャンプ場は事業概要でも説明しましたが、飲料水の確保ができないため営業再開ができていません。(2)わらびのオートキャンプ場・バンガロー・グラウンドは、ゴールデンウィークは稼働率がよかったが、夏場は猛暑が続き利用者数が減少しております。

7ページ中段、4. 受託事業は、市の委託によりサル被害防止パトロールを2名体制で実施しました。

めくっていただきまして8ページ、第3の法人運営については記載のとおり、理事会、評

議員会を開催しております。

次に決算報告書です。2ページをごらんください。正味財産増減計算書の1の(1)経常収益の合計、線で囲った3段目になります。当年度1,739万円で、前年度比103.9%、65万円ほどの増額となっております。中ほどの(2)経常費用ですが、一般財団法人へ移行した平成25年度から、食堂、売店、キャンプ場、指定管理事業などの事業費と法人運営のための管理費に分けて、役員報酬や賃金などはそれぞれの事業従事割合により案分して経理されております。

3ページの表の中ほど経常費用計、線で囲まれた2段目、1,894万円となっており、前年度比95%で97万円ほどの減額となりました。当期一般正味財産減少額は162万円となり、昨年度より164万円の減額となりました。結果、3ページの表、下から6行目の当期末の一般正味財産合計額は4,042万円となりました。今後も経費の削減を進めながら、収入の確保に向けた検討を行うこととしております。

続いて平成31年度事業計画書及び収支予算書1ページをごらんください。平成31年度は、利用者のニーズに応えた魅力ある観光地づくり、憩いの場の提供により優れたサービスの提供と安全・安心な管理運営、イベント等による地域の活性化と情報発信により経営基盤の強化を図ることなどを基本方針にしております。

1ページ下段から3ページまでは公益目的支出事業でございます。(1)観光啓発事業としましては、活力ある地域づくり、地域観光の振興と発展のため、三国川ダム景観形成事業としての花植え活動や、しゃくなげ湖まつり、フリスビードッグ選手権大会、南魚沼サイクルフェスタなどのイベントも継続して行うこととしております。

3ページ下段から4ページ、収益事業。めくっていただきまして(1)食堂・売店事業につきましては、経費の削減に努めながらメニューの改善などを行ってまいります。また、地元諸団体等の座敷での宴会や市内でのイベントに参加出店し、収益増を図ります。

4ページ中段(2)指定管理事業では、市民等の健康と保養の増進、地域観光の振興と発展などのために、それぞれの施設の管理運営を適正に行うとともに、施設の老朽化に対応するため、必要な修理の検討と実行を行うこととしております。十字峡登山センターですが、豪雨災害の影響で飲料水が確保できず、現在は登山者のために雨水によるトイレ利用と仮眠所のみ使用できる状態となっております。

5ページの(3)キャンプ場運営事業では、しゃくなげ湖オートキャンプ場の水源確保については、新潟県、南魚沼市、公社で検討を行った上で早期復旧、再開を目指します。

6ページの(4)受託事業はありません。昨年まで行っていたサル被害防止パトロール事業は、猟友会が実施する予定でございます。

資料の最後、7ページから8ページ、平成31年度収支予算につきましては、収入・支出各1,609万円の予算で昨年度比270万円の減となっております。これは先ほどの受託事業、サル被害防止パトロール事業がなくなったことが主な要因であります。

以上で、第10号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 点お聞きします。受託事業は平成 31 年度から廃止されたということで、猟友会に任せたとということになりますけれども、今までやってきた中で、何年もやってきたのですけれども、かなり成果があったのか。成果がなくてもうだめだから猟友会にお任せしたのか、その点について聞かせてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 サルの被害につきましては、減少しているということはこのサル被害防止パトロールの効果が出ているものだと思います。今回、受託者が変わるという点につきましては、しゃくなげ公社の人員不足、ここが大きな要因でありまして、以前から要望を受けておりました。ほかの市との動き、また、専門家と相談、助言を受けた中で、パトロール業務のできるもの、例えば、テレメトリーなど発信装置の設置が可能な者が実施することが効率的だというご意見を頂戴いたしました。そういう中で猟友会の方から実施できる人を募集して、委託することに変更となっております。以上です。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 猟友会にお任せしたということでもって、猟友会の皆さん方も非常に段々人数が少なくなってきた。サルが出なくなったなんて言っちゃって、あちこちまた上田地区では大分出る回数もあったのですが、そこら辺は猟友会にお任せして、果たして人数がそれぞれの各地区で猟友会にお任せするというのでいいのですか。六日町なら六日町、大和なら大和という形でそういうふうに理解していいのか。それこそ猟友会の皆さん方も本当に人数が少なくなってきた今、サルばかりではなくていろいろの形で苦勞しているのですが、その点についてもう一度、聞かせてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 実質の動きに関しましては今後の協議であります。猟友会の中でパトロール業務を実施できる者という方を募集して、その中で当然、猟友会の方も今は減ってきているということは承知しております。その中で最大限できる範囲という形で協議してチームを組んでいきたいと思っております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずは、これは事業計画の 7 ページ、食堂・売店事業の 504 万円とそれから決算報告書 2 ページ、事業収益と比べても事業計画の中では食堂、売店の売り上げ増に向けて頑張るということでありますけれども、実質的に昨年度よりも百四、五十万円ぐらいアップをしなければならぬということです。言ったとおりのことが、「やります」と言うのだからできないということは言いませんけれども、非常に難しい部分があるかと思えます。そうした場合に、不足分については人件費等でもって調整をして、再度、市のほうへ補助金をとということではないのだろうと思えますけれども、その考え方はこの法人はどうだったのかということをお伺いしたい。

それから、決算報告書の4ページでありますけれども、流動資産の商品でこしひかり紙の原紙と製品でありますけれども、一応名目上が原紙が18万円、紙製品が182万円ですが、ほぼ動きがないわけでありまして。この辺について本当にどうしようかというところを、市とこの法人が協議をしたと思うのですけれども、この部分についてどのような話で、今年度中にはそれを全部お金にかえるということができるといえるのかどうかという2点をちょっとお伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、1点目の食堂、売店等の部分。売り上げが目標に届かなかった場合、市で補填するかということではありますが、それは考えてございません。今年度は春から県道の左岸ができております。今まではどうしても管理事務所のほうに行くと、帰りに左岸を通らないと食堂等に来られなかったわけでありまして、今度は周遊コースで回りますので、この夏の運営には期待しているところでございます。また、ほかのアクティビティとも今後、中に一緒に組み込まれればというふうには検討しておりますので、オートキャンプ場の復活といえますか、資源確保とともに並行して進めたいと思っております。

また、こしひかりの原紙、この部分を今後どうするかということ。確かに在庫を抱えていて、お土産のところで売っていても現実、売れていないというのがございます。これが商品としてどの程度までまた使えるかというのともあわせて検討したいと思っておりますが、今ここでお金にかえるという方法は、ちょっと思いつかないというのが現状であります。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 売り上げになっても市のほうは補填をしないということでありまして承知をしましたが、このこしひかり原紙を実際問題、管理をしている法人としてなかなかいい案がないという、そういうふうな理解でいいわけですか。市のほうとしてはこうしろということはないのですけれども、法人から提案があって新たに、例えばことしの国民文化祭等があると。そういうところにも活用していきたいのだと、そういうところが見えてくるかと思ったので、それも全く法人からの提案はなしということですか。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 今回のノベルティの件ですけれども、確かに在庫を抱えていまして、今現在、若干の売買それから抱えているものについては、しゃくなげ湖畔で行っているイベント等へ、子供さんへのノベルティ等としても今、使わせていただいているところです。今後これについては、国民文化祭の利用、それからドッグラン等がありますけれども、そういうところへの有効活用というの、今現在は話しておりますので、それはまた今後お配りした中で、この金額が減っていくものだと考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第10号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を

説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 日程第 18、第 42 号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 42 号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由を申し上げます。

主な内容といたしましては、歳出では介護保険対策費において消費税率改定に伴い拡充されます介護保険料の低所得者保険料軽減にかかる経費、また、学童クラブ施設整備事業費において第二野の百合家庭教育館の新設にかかる交付金の増額、常設保育園管理運営費において幼児教育・保育の無償化にかかるシステム改修経費、特別支援教育事業費において文部科学省の委託事業「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」に採択されたための所要の経費、そのほか道路関係事業では、社会資本整備総合交付金の内示による変更などにつきまして、所定の歳入とともに計上しております。

このほかの歳出では、新たに選定することとしておりました中学生の海外派遣先、現在、ユージーン市、この検討をするため、このたび私自身が現地に赴いて、受け入れ体制や状況を自分の目で確認してきたいとの考えから、行政共通事務費に必要な旅費を計上したところであります。

また、全国的な問題となっております、麻疹・風疹への対応といたしまして、麻疹では保育士の抗体検査経費、また、風疹では国庫補助金による対象年代の抗体検査、予防接種費用を計上しております。

さらに、当地域の継続的な課題である医師確保対策に加えまして、広く南魚沼市の医療施策全般への専門的な見地からのご意見をいただきたいということから、新たに医療政策分野での特別顧問を設置することといたしました。報酬のほか所要の経費を計上しました。

歳入では、先に説明いたしました補助金、交付金関係につきまして、それぞれ内示額などに合わせて計上しております。また、これらによる歳入歳出の差額調整として、前年度純繰越金に 1 億 4,277 万円を増額しております。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 3,998 万 3,000 円を追加し、総額を 306 億 6,298 万 3,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、詳細をご説明申し上げます。事項別明細書でご説明申し上げますので、10、11 ページをお願いいたします。

歳入でございます。最初の表、13 款 1 項 1 目説明欄、低所得者保険料軽減国庫負担金は、10 月からの消費税率改定に伴い拡充される介護保険料の低所得者軽減分にかかるもので 1,166 万円の増。

2番目の表、13款2項1段目、2目2節、説明欄1行目、子ども・子育て支援整備交付金は、学童クラブ施設整備事業に対する内示額決定による基準額の増額と負担割額の変更で816万円の増。2段目3目1節、説明欄、疾病予防対策事業費等国庫補助金は、風疹の予防対策事業に充てる補助金で、231万円の皆増。3段目5目1節、説明欄、社会資本整備総合交付金は、内示により事業ごとの増減はありますが、特に機械除雪分が大きく減となったため合計で8,644万円の減。

3番目の表、13款3項4目1節、説明欄、発達障害に関する教職員の理解啓発・専門性向上事業委託金は、おおまき小学校で実施する、児童の学習上のつまずき軽減を図るための事業に対する文部科学省からの委託金で、483万円の皆増。10分の10の補助となっております。

4番目の表、14款1項1目1節、説明欄、低所得者保険料軽減県負担金は、消費税率改定に伴い拡充される介護保険料の低所得者軽減の県負担分で、583万円の増。

最後の表、14款2項2目2節、説明欄、新潟県子ども・子育て支援整備交付金は、学童クラブ施設整備事業に対する内示額決定による基準額の増額と負担割額の変更で295万円の減。

12、13ページをお願いいたします。最初の表、説明欄1段目の新潟県地域子ども・子育て支援事業補助金は、幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修費用分で、1,334万円の皆増、10分の10の補助となっております。

3番目の表、16款1項1目一般寄附金は、説明欄記載の皆様から合計20万円をご寄附いただいたものでございます。

最下段の表、17款2項1目財政調整基金繰入金は、説明欄、平成30年度のふるさと納税返礼品の定期便分で、令和元年度に執行する経費として1億2,300万円の繰り入れ。

14、15ページをお願いいたします。1番目の表、18款繰越金は、今回の補正予算における歳入歳出の差額調整として、前年度純繰越金1億4,277万円の増額。

2番目の表、19款4項2目説明欄、水源林造成事業受託事業収入は、国立研究開発法人森林研究整備機構からの受託で事業を行うもので300万円の皆増、10分の10の補助となっております。

3番目の表、19款5項3目雑入は、説明欄1行目、自治総合センターコミュニティ助成事業交付金が確定し、600万円の減額となっております。以上が、歳入の補正内容となります。

めくっていただきまして16、17ページをお願いいたします。3の歳出でございます。最初の表、2款1項総務管理費の1段目、1目一般管理費、説明欄の丸、行政共通事務費は、来年度からの中学生海外派遣先の検討のため、アメリカ出張4名分、313万円の増。

2段目、4目車両集中管理費、説明欄丸、車両管理一般経費は、車両班臨時職員3名分の賃金で717万円の増。

3段目、6目財産管理費、説明欄丸、庁舎整備事業費、空調設備設置工事費は、本庁舎北分館3階の空調設備が故障し、設置から30年以上経過し修理不能なため、設置工事費750万円の計上。

4段目、7目企画費、説明欄、2番目の丸、集落振興事業費、一般コミュニティ事業補助

金は、自治総合センターコミュニティ助成事業交付金が確定したため、500万円の減額。2つ目の丸、ふるさと納税推進事業費、ふるさと納税返礼等業務委託料は、平成30年度寄附をいただき、返礼品の送付が今年度となる分の経費として1億2,300万円の増。

3番目の表、3款1項社会福祉費3目老人福祉費、説明欄丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）は、消費税増税に伴う低所得者への介護保険料軽減措置の拡充に伴う繰り出で2,517万円の増。

めくっていただきまして18、19ページをお願いいたします。最初の表、3款2項児童福祉費、1段目、1目子育て支援費、説明欄丸、学童クラブ施設整備事業費、放課後児童クラブ施設整備費補助金は、野の百合家庭教育館に対する交付金の基準額の増額と負担割額の変更により224万円の増。

3段目、3目児童福祉施設費、説明欄丸、常設保育園管理運営費、1行目各種検査手数料は、免疫力のないと思われる保育士等に対しての麻疹抗体検査として16万円の増。2行目、システム改修業務委託料は、幼児教育・保育の無償化に対応するためのシステム改修経費で1,334万円の皆増、10分の10の補助となっております。

2番目の表、4款1項保健衛生費、1段目、3目予防費、説明欄最初の丸、予防対策事業費は、国は風疹の大流行に対し、特に抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、3年計画で抗体保有率を90%に引き上げることを目標に今年度から対策を実施することといたしまして、その経費となっております。記載のとおり、対象者への通知の郵送料、抗体検査、予防接種などに係る経費896万円の皆増となっております。

2段目4目医療等対策費、説明欄丸、地域医療対策事業費151万円は、今議会で条例の一部改正をお願いしておりますが、課題である医師確保対策のほか、広く市の医療施策全般への専門的な見地からのご意見をいただくため、新たに医療政策分野での特別顧問を設置したいことから、所要の経費を計上したものであります。市内ゆきあかり診療所、湯沢町保健医療センターの運営などを行っている、公益社団法人地域医療振興協会の常務理事、外山千也氏をお願いしたいと考えております。月に1回程度おいでいただく予定とし、報酬は月10万円で6月から3月までの10月分で100万円、東京都内にお住まいですので想定される費用弁償50万円などを計上いたしました。

めくっていただきまして20、21ページをお願いいたします。最初の表、6款1項、1段目、2目農業振興費、説明欄最初の2つの丸の事業は、いずれも国の補助事業メニューの変更、内示額の増によるもので、3つ目の丸、農地中間管理事業費、過年度国県補助金等返還金50万円は、平成27年度に交付を受けた経営転換協力金の解約による返還金となっております。

2番目の表、6款2項1目林業振興費、説明欄丸、水源林造成事業費は、国立研究開発法人森林研究整備機構からの受託で事業を行うもので、2団地約9ヘクタールの事業を予定しております。

3番目の表、7款1項2目観光振興費、説明欄最初の丸、観光振興事業費は、これにつき



ましても条例改正をお願いしておりますが、外国人の視点から地域の観光客誘致に向けてのPRや、インバウンド対策としての海外向けの観光情報発信などを行うために、商工観光課に外国人の国際交流員1名を7月末から置く経費115万円の計上となっております。

めくっていただきまして22、23ページをお願いいたします。最初の表、8款2項、1段目、2目、説明欄最初の丸、道路橋りょう維持補修事業費は、社会資本整備総合交付金の内示が増額となったため900万円の増。

2段目、3目説明欄最初の丸、消融雪事業費は、市道の消雪にも使用している県有井戸の修繕工事に伴う負担金632万円の増。2つ目の丸、消融雪施設維持管理事業費は、交付金の内示が増額になり美佐島西裏線での消雪パイプフレッシュ事業として1,000万円の増。

3段目、4目説明欄丸、道路新設改良事業費も交付金の内示が増額になり、旭町上町線ほか1路線での事業費1,464万円の増となっております。

最下段の表、9款1項1日常備消防費、説明欄丸、消防設備整備費は、老朽化した消火栓1か所、支障移転1か所の消火栓設置工事委託料250万円の増。

めくっていただきまして24、25ページをお願いいたします。最初の表、10款1項1目教育委員会費、説明欄丸、特別支援教育事業費、1行目の臨時職員賃金は、医療ケアの必要な児童の在校時間が伸びたために、看護師の勤務時間を延長する経費として51万円の増。2行目の講師謝礼からこの表最下段の一般備品購入費までは、文部科学省委託事業である、発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業をおおまき小学校で実施するための経費、計483万円で、10分の10の補助となっております。

2番目の表、10款2項1目小学校教育運営費、説明欄最初の丸、小学校管理一般経費は、臨時校務員賃金3名分717万円の減。次の丸、小学校設備等整備事業費263万円及び下の表、説明欄丸、中学校設備等整備事業費137万円、めくっていただきまして次の26、27ページ最初の表の説明欄丸、特別支援学校設備等整備事業費9万円、この3つは、いずれも教育用パソコンリース料で、10月に予定しております児童生徒用のタブレット更新に際し、不足する費用の増額となっております。

2番目の表、10款6項4目文化行政費、説明欄丸、遺跡調査発掘事業費31万円は、県道改良工事に伴う2か所の試掘調査補助業務委託料。

最後の表、10款7項2目体育施設費、説明欄丸、体育施設整備事業費33万円は、浦佐体育館の消防設備の整備工事費となっております。以上が、歳出の補正内容でございます。

議案1ページにお戻りください。ただいま説明をさせていただきました内容によりまして、第1条 歳入歳出予算の補正は、2億3,998万3,000円を追加し、総額306億6,298万3,000円となるものでございます。以上で詳細説明を終わります。

○議長 質疑を行います。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点お願いいたします。18、19ページ、地域医療対策事業費であります、課題であります医師確保等の中で非常にいい方向にいただければと期待する部分であ

りますが、6月から3月までの10か月、100万円でありますが、例えば任期というのはどの程度と考えておられるのか。また、人数的な面でも今現在は1名という形でありますが、顧問という中で期待ができる部分であれば2名とか、また、そういう部分に発展してもいいのかなという思いもありますが、今どのような考えでおられるのか教えていただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 任期につきましては、令和元年度3月までの10か月間を任期とさせていただいて更新を妨げない。今後も必要であれば、また継続してお願いするような形をとらせていただきたいと思います。また、人数につきましては、今、医療的な専門的な知識の方ということで1名を考えておりまして、その後も増ということは、今の段階では全く考えていないという状況でありますので、この1名の特別顧問の方から中心に動いていただくというような考えであります。以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 令和元年度の3月までということではありますが、私から見ればなかなか医師の確保が難しい中、その10か月で方向が見えればいいのですが、やはり医師確保というのはずっと課題になってくると思います。もっと継続的な目線で、方向的に考えていかなければ、なかなか医師の確保ができないという中で、そういうところでほんの10か月というのは、ちょっと私は疑問に思うのですけれども、その辺はどう考えられているのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先生のほうにお願いする項目につきまして、1年で全てが完了する内容というのかどうかという部分について分析をした中での10か月というふうなところまで至っていないのですけれども、ただ、この課題につきまして一朝一夕で済むという問題ではない部分もあるかと思えます。それで、一応1年単位での任期とさせていただいて、更新を妨げないという項目を設けまして、年度を評価した中で、今後も継続、またこの部分を追加で調査をお願いするというのであれば、次年度以降も引き続いてお願いしたいというような内容になります。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 3点お伺いいたします。同じく18、19ページの最初の予防対策事業費。この風疹の部分でいつも私は気になるのが、受診者の対象年齢であります。90%という高い目標を掲げている中で、市はどのようにされようとしているのか、もっと具体的に教えていただきたいと思えます。

2点目であります。今の関連でございます、この地域医療対策事業費。今お聞きしますと医師の確保という1点で、この特別顧問の方をお呼びしようとしているのか。説明には専門的分野という部分の話の医師ということでありました。我が市においても専門的な先生がいっぱいいるわけでありましてけれども、なぜこの先生にお願いしたのか。やはり特別何かがあるというふうな——私は全然わからないのであえて聞かせていただきますけれども——あつ

てこの部分にしようとしているのだと思うのですけれども、何をしようとしているのか、もうちょっと掘り下げていただければと。言わんとしていることはわかるのですけれども、もう少し現実にやはりしないと、現実は見えてこないのではないかと思うので、そういう趣旨の部分があると思うので、言える範囲で結構でございますのでお願いしたいと思っております。

3点目であります。21ページの観光振興事業費の国際交流員の部分でございます。外国人のイベントという部分。この幅が広い中で、我が市はまず何を、今年度具体的にしようとしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1番目の風疹の関係でございます。こちらにつきましては、現在クーポンを出している年代層が80%ほどと低いので、その人たちの抗体率を90%まで上げていこうという国の方針に基づくものですが、そのほかの年代の皆様方につきましては、95%ですとか96%まで上がっております。これは予防接種を受けているという年代層の皆さん方ですので、ここまで3か年で上げるという計画の中では、私どもの市におきましては、全体対象者、昭和37年生まれから昭和54年生まれまでの人の対象者の7割の方に受診していただきたいという内容です。

7割の人が受診しまして、そのうち抗体が低い人が約20%ぐらい出るのではないかと。これは国の指針ですけれども、それを3年間で実施することによりまして、抗体が低い2割の人が予防接種を受けることによりまして、全体では90%まで低い年代の皆様方が上がっていくだろうというふうな見込みの中での試算をしているところでございます。これによりまして、国民全体では抗体がある人が94%まで上がる見込みというふうになっております。

2番目の医療政策特別顧問の関係でございますけれども、こちらにつきましては説明の中では医師確保対策というのが一番の大きな課題ということで挙げさせていただいておりますけれども、医療体制の構築、それと市民の健康増進に係る施策ということを加えた、今の段階では3項目について具体的をお願いしていこうというふうに考えております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3つ目の質問、国際交流員であります。当市としましては国際交流員ということで3種類、JETプログラムの中にございますが、その中の外国語指導助手、国際交流員、スポーツ国際交流員の中の国際交流員として今回採用します。想定される業務につきましては、当然、インバウンドに関する課題検討等がございますが、やはり情報発信—ホームページ、SNS等の外国語による情報発信、それからパンフレット等の翻訳、それから看板表示の英語化と、また全国的にはやはりオリンピック・パラリンピック等のホストタウンの関連事業等もございますが、その中でCIR、国際交流員に関しましては、非常に日本語が堪能というのが条件になっております。その点を考慮し、最大限有効に活用しながら、商工観光課以外の部分でも協力できるところには協力していただいて、事業を進めたいと思っております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、この予防対策事業の部分で目標等はわかりました。ですので、私が一般質問でも聞いているように、この目標に向かって具体的に今のままの体制でいいと思っているかどうかということです。具体的なこういう目標ができるような体制を、どのようなことを考えていますかということをお聞きしたいのです。お願いしたいと思います。

2点目であります。地域医療の対策を、今、聞かせてもらいましたので、先生という部分とまたほかの部分、市民の健康という部分もありました。ということは、この市内の健康寿命等も一生懸命、この増進に向けてのそういうことも合わせた中でやっていくというふうにみなしてよろしいのでしょうか。ちょっとお伺いさせていただきたいと思っています。

3点目の観光振興の交流員の件であります。趣旨的にはわかりました。我が市にちょっと不得意な部分だったかと思しますので、7月末からこの情報発信の部分をぜひお願いしたいと思っています。

私はあわせていま部長がおっしゃったように、観光協会のホームページ一つにしても、まだまだ入る余地はいっぱいあると思います。そういう部分も合わせて、やはり一つ一つ私はこれだけ大事な財源を使うわけですから、具体的にどう皆さん方が進めていくかということをご期待したいと思っています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1番目の関係につきましては、大変説明が足りず申しわけございませんでした。私どもはこの抗体検査を市民の方に広めて、それを推進するためということで、国も示しておりますけれども、住民健診の中で抗体検査を実施できるような形が主でございます。これをするによりまして、検査費用につきましても非常に医療機関に直接行く場合の3分の1程度の経費で収まるということです。この部分を対象者で受診する方の8割ほど、ここでできないものかというふうに考えております。

それ以外に、やはり健診のほうに都合が悪くて行けなかった場合の医療機関での受診者のほうが、2割程度になるのかなというふうに見込んだ中で実施しておりまして、健診の際にはその健診までに、その対象者の方にはクーポン券を送付しまして、自己負担なしで実施できますということで、その周知を進めているところではあります。

2番目の関係でございます。医療対策の関係の中で健康寿命の部分も入り込んでと、そういった部分も対象になっていくのかということでございますけれども、健康寿命全体を延伸するための具体的なものということになると、そこまでのものが1年の中でことしの対策の中でお願いできるかどうかというのは、まだ協議をしておりません。全体的なものとしましての市民の健康増進に係るというところで、何が一番いま取り組むべきものかということも一緒に協議をさせていただいた中で、その部分についても検討していきたいというふうな思っております。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 3点お願いいたします。17ページですけれども、車両管理一般経費のとこ

ろに臨時職員賃金というところがありますけれども、運転員だと思いますが3名分ということですが、これは先のほうに出てくる校務員が減っていますけれども、それとの関係があるのか。あるとすれば、今は6月ですし、この間、校務員に予算が付いたわけですが、それがどうなったのか。その間、車両の3名の部分の予算がないわけですがけれども、そこら辺のやりくりをどうしていたのか。これは当初予算でそこら辺が出てこなかったのが、何かいろいろ理由があっただけでこうなったのかということも含めて、これが1点。

次ですけれども、その上です。行政共通事務費でこれは中学生の海外派遣の関係で市長のほうからも説明がありました。市長がみずから出かけてその状況を把握してくるということですがけれども、大変な思い入れをもってオレゴンから新たな地を探してくるのだと思うのですが、市長、みずから行くというところの思いですね。いろいろ多忙でありますので、ほかの方々にもお任せできる場所もあると思うのですが、みずから行かれるということは、非常に思い入れがあると思うので、そこら辺の例えば候補地があるとか、こういうことをきちんと可能性を探っていきたいとか、そういうところを教えてくださいというふうに思います。

もう一点が次のページの、ちょっとしつこいようでも申しわけないのですが、19ページの特別顧問報酬の件ですが、どうしても私は、今、説明を聞いていまして、何を求めてこの特別顧問を設置するのかというのが、まだよく見えてこない。例えば医師確保をこの方をお願いして可能性があるのかということなんです。だからお願いしているのでしょうし、もう一点がいろいろな医療をこれからどうしたらいいのかということ相談したいということであれば、例えば地域包括ケアシステムの構築の仕方を、先進地事例も含めてアドバイスをいただきたいとか、そういうのだったらわかるのです。ただ、この地元の医療をどうするかということ、ほかの方のあえて医師を呼んできて、では、どうしたらよろしいでしょうかということアドバイスをいただくというのは、ちょっと私は逆かなというふうな、もっと地元の中で取り組んだほうが効果があるのかなという思いがありますので、その辺を含めてちょっとこう、ぼやんとしているところをもう一回お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 私のほうから先に2点目と3点目のことにちょっと及んで話をさせてもらいます。まずは17ページの行政共通事務費。思い入れということではありますが、今はオレゴンとやっています。教育部中心でやってきました。これは実は送り出す側、受け入れてくれる側を交互にやっていたわけですが、これがずっと長く続いてきましたが、これは実はオレゴンのほうの都合で、今回、ことしいっぱいでということになりました。

これはまことに成果もあったと思いますし、今、中学生が定員の3倍ぐらいが手を挙げてくれる。なかなか引っ込み思案、シャイな南魚沼というか、この魚沼地方の子供たちだったわけですが、これが今、積極性を強めています。そういう中でこれがたまたまですがけれども今回で終わる。

ただ、これを待つということではなかったのです。実はニューヨークの県人会長は、私

どもの市の交流大使もお願いをしている。ニューヨークにおいては日本のさまざまな団体があるのですよね。各都道府県の県人会もあるでしょうし、ほかにもいろいろな会があります。この中で、単に新潟県県人会の会長職ということではなくて、ニューヨークの日本人の顔とも言っているくらいの方なのです。実はトランプさんの友人でもあります。この方がいろいろな関係から、この南魚沼の出身でありますので、いろいろなことでこの地域に思い入れがあって、そして地元金融の方々が一昨年、現地を訪れて、そしてすばらしいという話も聞かせてもらっていました。そしてなかつ、県人会長は大坪さんという方ですが、大坪会長からもぜひ一度、子供たちを連れてきてくれということが、向こう側から大変なアプローチといいますか、何というか要望というのですか、気持ちがあって、ぜひ広い世界を見させてやりたいということです。県人会も150人ほどニューヨークにあるということから、今、県知事がよくニューヨークに商業的な目的というか、新潟ブランドを売り込みに行っていますが、本当のことを言いましてこの全部の段取りをしているのがこの方です。

我々はやはり教育の部分で、まず入っていききたいという思いで、これまで教育部ということでしたが当然、教育部の誰かも一緒に行ってもらうことになるかと思えますけれども、まずは市長みずから来いということは、向こうからも言われていました。当然、私もそう思います。国際交流は自分にもいろいろ思いがありまして、姉妹都市への派遣も超えてなぜニューヨークからかということは議論があるかもしれませんが、これはやはり時期を逸してはならないという思いもあります。これは特に強い思いを持って、まずは我々の子供たちを派遣して大丈夫かどうか。いろいろな方々のご意見とか見てきた方の感想とか、大坪会長本人の気持ちはわかるのですけれども、我々は子供たちを送るということにおいて、やはり自分の目で相手の方々のそれぞれに触れさせていただいて、本当に送り先としてふさわしいか。また、これは大変口幅ったい言い方ですが、本当の意味で受け入れていただけるのか。そして、安全であるかということも含めて、まずは自分で行ってみようという思いでありますので、これは皆さんからご理解をいただき派遣をさせていただきたい。

日程的にはいろいろな意味で、市長職としては公務がやはり詰まっています。なので、弾丸訪問というか、大変短い期間での行って帰ってくるというような行程になるかもしれませんが、それでもなお行ってみたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2つ目の先ほどから議員のほかの方々からもありまして、地域医療対策事業費19ページのことについては、なかなかわかりにくい、ぼやんとしているという言葉も、そのとおりかと思えます。ただ、思いはちょっと部長のほうの説明にも触れている部分もあるのですけれども、一番の核心は、医療の医師確保でこれまで議員が多分思われているような、何々先生を連れてくるとか、例えば言葉は悪いのですけれどもこの方を引っ張ってくるとかそういうことと別の問題として——これも大事ですけれども、これは我々もやっていますが、なかなかそう簡単でないことは皆さんもご存じのとおり。今、一番の問題は、全国の中で医師の偏在。医師の数が少ないのが、新潟県が下から2番目なのです。全国の中では西高東低と言われていいます。この中で特に低いのが新潟県。

その中で新潟県が医療計画を今、つくっているのですよね。これは今年度末までです。この中で、他の自治体のことをとやかく言う必要はありませんが、我々は基幹病院をはじめ医療再編をやった地域としては、今、まことにじくじたる思いがあるわけです。今、大変な状況に市民病院がなっています。この中で、新潟県がつくるこの計画が、我々がその最初の段階からさまざまにコンタクトをし、計画ができ上がるまでに我々のところの医師の確保の問題を新潟県としても認めてもらって、きちんとした計画をつくり上げてもらわない限り、なかなか混在的な問題は解決しません。

このことは、ここにいる人間だけではできません。なので、これを非常に高い見地から全国でさまざまに医師派遣等を経験し、そして運営までしている先ほどの紹介の団体の外山先生、ナンバー2でありますけれども。この方とはもう何度かコンタクトをさせていただいております、この中でこの人ならばいろいろな提言をしていただける。そして、我々に先んじて県とのやり取りも、もう既に計画もされていたりということもあって、非常に期待するところ大。そして、その方々の指南によってまた市長もさまざま考えながら、ともに動いていくということをやらない限り、しゃべってばかりいて何も動かないということになります。

このことを強い思いでやっておりますし、もう一点、先ほどから在宅ケアの問題とか医療の医師の問題は当然あります。そして、さまざまな福祉の新しい課題がいっぱい出てきます。これは議場でも何度もいろいろなテーマで皆さんと話し合っていますが、私の中にはこれだけで足りるのかという思いがあります。例えば、公共交通網の問題もしかり。いろいろなことを同時に話し合っていくことを、これからしなければなりません。この中では、さまざまな問題を検討する、どういうやり方でそういうものやっていくか。医療の施設の再編もあるかもしれません。これらを決して後送りにすることなく、いろいろな形で話し合っていくことをどういう角度からやっていったらいいかということ、市長部局にこの顧問を置いて一生懸命に取り組んでいく。それはいろいろなテーマを皆さんと話し合いながら、当然進めていきますが、これは待たなしの問題だと思っていますので、2つの方向性があるということでご理解いただければと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1番目の車両管理一般経費の臨時職員の分と、教育費のほうでの臨時職員の分は、というお話でしたが、議員のおっしゃるとおりこちらの2つの経費がちょうど呼応した形になっております。当初予算を組む時点では——その前に、この平成30年度末で車両班のほうで3名の定年退職がございました。その補充についてどうするかというところですが、ご存じのように現業職の分野は、車両班それから校務員、調理員といったところが異動をしているわけですが、車両班が3名欠ける分については、校務員のほうからの異動をもって充てるという計画で、当初予算を立てたところでございます。

校務員側が不足しますので、そちらのほうに臨時職員の予算をもったという形でございます。その後になりまして、一般職ですと再任用といったような制度がございしますが、現業職には今現在それがありませんけれども、こういったベテランの職員の方からもやはり同じよ

うに私ども再雇用の要望などを取ってございまして、そちらのほうで退職される3名の方からの再雇用の希望などもありました関係から、このベテランの3名を臨時職員という形で、同じく車両班に配置をさせていただくということに決しまして、この4月から定年退職された3名を臨時職員という形で雇用しております。その分、校務員のほうから正職員の異動をする必要がなくなりましたので、今回、教育費側のほうの臨時職員分を削るといった予算を出させていただいたところです。以上です。

○議 長 14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 市長からの説明はよくわかりましたので、そこはよろしいのですけれども、最後の臨時職員の賃金の問題ですけれども、内容はわかりました。わかりましたが、4月から再雇用ということをやっているということですから、この車両の一般経費の中に予算措置されていませんよね。そういう面で、今この時点で見つけたみたいな形になっていきますけれども、そういう面で予算執行上の問題はないのかということもあわせて先ほど聞いたのですけれども、そこだけお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 済みません。答弁が漏れました。こちらの職員は、先ほど申しあげましたように4月からの雇用としておりまして、4月、5月分につきましては予算がない状態ですが、車両管理のほうの経費のほかの費目の分から流用をして執行をさせていただいております。以上です。

○議 長 21番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 済みません、しつこいようですけれども18、19ページの地域医療対策。私はこれは、わらをもすがる思いでというのちょっとおかしいかもしれないですけれども、医師確保なんて、何でもやることはやるべきだと思います。私は大賛成であります。それで、結果が出れば一番いいというふうな思いがあるのですが、これと同時に、子供たちを要はいかに医師に育てていくか。地域に南魚沼出身で医師になる方がいれば、それは確率的には残ってくれるとか、よそからまた戻ってくるというふうなこともあるわけですから、そういうことに対しては、今、市は何か頭にあるのか、考えがあるのか。何でこれを今聞かかかという、看護師とかいろいろなことに関しては、最近、奨学金とかいろいろやっています。けれども、これに対して医師の育成に関してなかなか手を挙げてくれ、手を挙げてくれと言ってもなかなかできないですし、教育長のほうも国際情報高校とかそういうところに子供がなるべく多く行くようにして、医師を目指す人が多くなっていけばということを過去に答弁しているのですが、結果的にどうなのかという。

過去、私が覚えているのが、10年ぐらい前だと思うのですけれども、「財界にいがた」とかにも新潟大学の医学部に進むのは、金沢、富山あと新潟があるなんていうふうなのがあって、金沢と富山は争っているなんていうのがあって、新潟が一番低いとかという記事だったような気がするのですけれども。まずは、例えば市内の高校生が何人、医大に行ったかとか、そういうことから把握していったりするのでも1つかもしいないですし、目標をもって行く



のも大事ではないのかと、こういう助言とかももらったらいいのではないのかという点が1点あります。

あとそれと、ちょっと怒られるかもしれないのですし、全然突拍子もないことを聞くかもしれないのですけれども、議長のほうでそれは答えないでいいというのだったら答えないでいいのですけれども。20、21 ページ、観光ですけれども、私に六日町の温泉の源泉が使えなくなるなんていうふうに、一般市民からちょっとうわさが飛んできたのですけれども、そんなことはないだろうという思いがあったのです。何かよくわからないことを言われたのですが、温泉は使えるのですよね。これは答えなくてもいいです。

○議 長 市長。

○市 長 最初の19ページの件について。ご意見だと思うのですけれども、そういうことはやはり思いますので、いろいろな例えばお医者さん方とこういうことを——このことだけをしゃべることはありませんが、いろいろな場面で例えばそういう思いの話をさせていただいたりいろいろ聞きますが、医師はなかなか難しい。

というのは、ここに育って医学部を出て、ここに来てそのままここで完成する職種かというのと、なかなかそういうことも難しい。なので、長いスパンでいろいろ考えると、今、自分としてもコンタクトさせてもらうのは、例えばほかの大学——あまり細かく言うと語弊があるのであれですけれども、経験をされた方でこっちに帰ってきていただきたいということは、いろいろな方々に機会があれば捉えて会って話をしたりします。なかなか学校の教育水準の問題とかさまざまある中では、そう簡単ではないと思いますが、どういう子が今、医学部に進んだかということは、把握するようにしております。

それらにまたこれからも、一般の学生さんとかが出て行って、U&Iときめき課がやっているような事業と同じことだということにも位置づけながら、やはりこれはずっとやっていきたい。そして開業するに当たって、例えば十日町だと、実は医師のいわゆる一般の医院とかの開業に当たって、大変いろいろな手厚い制度がつくられているということも情報としてはわかっております。これらも含めて、今、議員がおっしゃったさまざまなことは、やはり総合的に見て考えていかなければならないと思います。ただ、ここで今回盛っているのは、非常に喫緊の、今を逸してはならない課題が含まれているということで、この予算の部分についてはご理解いただきたいと思います。

2つ目の温泉のことについては、多分、誰も答えられないと思います。ここで答えるべき内容だというふうには思っておりませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 21番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2点目は失礼しました。1点目のほうですけれども、本当にいい答弁だというふうに思います。なるたけいろいろなところで、いろいろなつて、そういうのでまた医師を志す子供たちが増えていけばというふうな思いがあるのです。では、先ほどちょっと市長がことしは何人医学部に行ったとか、ちらっとそれっぽいことをにおわせたのですけれども。例えばこの間卒業した人は、何人行ったのかとか、その前は何人だったとか、毎年1人

いるか2人いるか3人いるか、そういうのをちょっと言うだけでも。例えば10年前はゼロだった。それが1、2と増えていっているとか、そういうふうなのがまた将来の希望になっていくと思うし、子供たちも医師を目指すというふうになるかもしれないので、もし、わかれば数字だけでも言うとか、あと公表できるようになるべく動いていくのも手ではないかと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 今ここで何人ということは、ちょっと。後で調べればわかることだと思います。大体のことはわかると思います。例えば、国際情報高校からは毎年もう、外国の医学部に進出している。ことしもいたそうです。ごめんなさいね、具体的な名前はちょっとカットしてください。いるのです。だから、前は少なかったかもしれません。でも、前からいなかったわけでもなくて、その辺のところは一部、やはり学生さんはちゃんといますので、後で答えられることがあったら情報を提供したいと思います。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4点について質問いたします。17ページの今ほど市長はアメリカということで、時期を逸してはということで、今回はアメリカだということですがけれども、今も市長がさっき答弁でも言ったのだけれども、もうちょっとで40年になるのかな、セルデンとはそういう関係でもあるし、韓国とも姉妹都市ではないですけれども、昨年また国からも——国というかあれですか、皇室からも表彰されたということもあって、いろいろなところとの付き合いということは、もっといろいろなところで考えていかなければいけない。そこばかりではない。時期を逸するということで、今回行くのはいいとは思いますがけれども、いろいろ考えて、ぜひ、そこばかりではなく考えてやるべきだと私は思っています。

また、この金額が4人で320万円ぐらいなので80万円ぐらいかかるのかと思うのだけれども、それで強行で行くにしてもすごい金額だと思うので、何泊ぐらいで考えて、飛行機のクラスが何で行くのか。市長であればビジネスはいいかもしれませんが、ほかの職員に対してはどうなのかという部分が普通では考えられますし、早割を使えばもっと安くも行けるので、公費で行く分には、もう時期をめぐらして行く分には、やはりそういうことも考えていかなければいけないと思います。予算なのでね。その点をお聞かせいただきたいと思えます。

21ページ、先ほどから出ています国際交流員ですがけれども、さっきの視察とかそれもそうですけれども、国際大学がやはりありますね。この間、別府に視察に行かせてもらったら、あそこは立命館大学とやっぴやして、すごい人数です。3,000人というような80か国から来ているという中で、すごい交流をしています。うちの国際大学も2015年ですか、世界のということで100位の中に入った。東京大学やどこも入っていないのに、うちの国際大学が唯一英国の雑誌の中で入ったというようなことも伺っている中で、もっとやはり市と連携していかなければいけないと思うのです。

そうした中で、そういう人たちを使う、いろいろ聞く、またそういった国際大学から来ている国の人もインバウンドのターゲットとしてやっていくような形。さっきの視察もそうで

すけれども、そういうところとまた友好になっていくことで、より一層G I Tパークがもっと発展したりとか、またここから優秀な子供たちがそういうふうグローバルになっていく可能性もありますので、そういうことをせっかく国際大学があるので、しっかりやっていければいいのではないかというふうには私は思いますが、その辺をいかがお考えか。

次の23ページです。河川管理ということでここに出ていますけれども、この間、県の治水課長とちょっと話したときに、河床掘削、今回はかなり場所がつくとされていますけれども、うちの事業でやっているコミュニティ事業というのは、市から12の地域コミュニティにやってハードの金、ソフトの金ということでついてはいますけれども、そういった中で予算が限られていて本当は河床掘削をいっぱいしたいのだけれどもなかなかできないと。残土の処理に7割かかってという中でなかなか難しいという段階で、それが市を通して、地域なのか、漁協なのか、要望がある箇所が河床掘削する中にいっぱいあるわけですね。そういった部分でそういうところに1回トンネルをしていけば、少ない予算で事業がいっぱいできるようになっていく。そういうことをやはりちょっと市として県とも研究をしていくべきではないか。要望が多い。お互いに予算の中でやれる範囲なので、すごくいいかなというふうには私は思って、この間、治水課長にはちょっとそのような話をさせてもらった経緯があるので、研究はしていくべきかと思えます。その点、答弁いただければと思います。

次の消防の中で消火栓ということであります。今見てみると、消火栓に赤いスプレーがしてあって、緊急時以外は開くなみたいな札がふってあるかと思うのですけれども、その辺が今回直すところは、1か所と、もう1か所直すということですが、その辺がいかななものかちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 私のほうで関係するところを答えて、足りないところは担当の部長なり課長が答えるかと思えますのでよろしくお願いします。まず、1点目の行政共通事務費の部分です。ほかの姉妹市もあるのにというところの、やはり塩谷議員の思いかと思えますが、ニューヨークのほうは、これについては子供たちもあります。しかし、私が行くゆえんは、さまざまに自分の思いとしては、それだけに限らずいろいろなチャンスがあるのかなということも探ってこようと思っています。

ただ、もう一つは、例えば来年度から子供たちの派遣が、実質実施できるということになった場合に、とにかく向こうの皆さんにさまざまにお願いをしてこななければいけないという立場がありますので、そういう意味も含めて行かせてもらいたいというふうには思っております。

どういうクラスで行こうとか、楽をして行ってこようなんて全く思っていないんですが、予算の関係なのでこの数字が出てくると——もう決まっているか——ちょっと私はそこまでのことはちょっとわからないので、これについては人数の問題についても、どういうふうなところでいま組み立てているかということ、後で担当から話をしてもらおうと思えます。

国際大学については、私は私の就任する前よりも格段に関係性が上がってきていると、自

分としては少しだけ自負をしているところです。学園長、それからさまざまな役職の皆さんとも非常に密接になっておりますし、学生だけに限らず国際大学の構成している役員の皆さんというのは、財界の名だたる皆さんということになっておりまして、あすも実は国際大学の会議で東京に上京いたしますが、これらの皆さんともフェース・ツー・フェースでさまざま話が——突っ込んだ話までというか、こういうことをやろうということにはまだ至っておりませんが、させていただいている関係ができてきているというのは、将来にわたって塩谷議員が先ほど言ったような方向性を見いだすための一歩ずつかなという思いでやらせていただいております。

それから、ちょっと前後して申しわけありません。韓国やそれからオーストリア、セルデン町の話であります。韓国についてはこれまで35年間も国同士が政治的には大変ぶつかり合う、そして大変危険だと危ぶまれたような時期もありました。慰安婦の問題のときや、それから竹島の問題のとき。これらも1回も滞ることなく、関係を続けてきた。これは中学生同士の中学校同士の交流です。もともとはスキー場の始まりだったのですけれども、これらをやってきたということを、先に皇室からも、皇室の関係する財団からも高い評価を得て、日本国内では2つだけのところに選ばれて評価をさせていただいた。

このこともありますが、今のところ市と向こうの、向こうはちょっと市長制というか自治体のあり方がちょっと違うので、同じ市とは言えないのですけれども、うちのほうでいうと郡というような扱いになるのですが、ここと盟約を交わしているわけではございません。なので、これらについては必要があれば、きちんとした形でここまできて、これだけの評価を得て、そして中学の派遣も交互に毎年行っているということを鑑みれば、これから先、この都市間の盟約等も結ぶ方向も含めて、必要があればやっていくことを、今、想定しながら進んでおります。

セルデン町については、やはりちょっと距離がある。この中で以前、塩沢の交流の時代から始まっていますが、これは全部、中学生の派遣でした。基金も大変潤沢な時期がありました。これをそのまま踏襲できるかという、私としてはいかように考えてもなかなか難しいところもあるかと思えます。私としてはできればこのセルデンについては、これからの将来を担う観光に従事する者、また、さまざまな青年層にやはり行き、もしくは向こうに滞在3か月、半年、例えば1年というような、本当に観光そのものの大変先進地を、索道事業の方々もやれるかもしれませんが、そういった皆さんの研修先というか、の交流としても想定できる内容が含まれているのではないかという思いをしておりますので、その辺で決してそこを抜きにニューヨークのほうを考えて、飛び込んでいくということではございませんので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 ニューヨークのほうの日程であります。今のところ5日間を予定しております。移動が実際1日、2日使ってしまうので、現地では3日程度ではないかということで予定しております。期日は10月を予定しております。大分先ですが、今の時点から学校

教育課のほうと現地の受け入れていただくほうの中で、こういったところを見るべきであるかとか、逆に見なければいけないのかとか。例えば現地での日程が事務方で動くところと、市長職として動かなければいけないところがあるかとか、そういったことを考えながら日程と人数を今、考えております。それで最大4名ではないかということで、このたび予算要求をさせていただいております。

金額のほうにつきましては、ご指摘のとおり日程等が早く詰まって、いろいろな形で節約できるところは当然、経費を有効活用していくということで、効率化に努めたいと考えております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 河川管理の関係の部分ですけれども、ご承知のように国土強靱化ということで、国・県のほうの予算づけがされておまして、県のほうも河床掘削等の工事費の予算がついたものと考えております。ただ、予算づけが工事費という名目でついているかと思われまので、そういった団体のほうへ作業を委託するという部分が、なかなか難しいかとは思っております。

ただ、現在、草刈りの作業につきましては、県管理の河川は市のほうへ委託費ということで委託されて、市からはまた地域の行政区ですとか、農家組合ですとか、そういった部分に委託をしております。そういったやり方で安価にできる実情もありますので、今後もまた国・県の予算づけの際には、そういった部分を研究して、要望もしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 消防長。

○消 防 長 消火栓の塗装ペンキの件ですけれども、消火栓の赤いペンキということでしたが、水抜きが悪い消火栓については頭を白く塗って識別できるようにしております。消火栓を使ってはならないということではなくて、冬場、水抜けが悪い消火栓をそのまま使えばなしにすると、中が凍結して非常時に使えないということで、秋口に消防職員が全て水抜けの悪い消火栓については、検査に回りまして水を抜いております。1回使った後はまたどうしても水抜き作業がついて回るのですけれども、使ってはいけないということではございません。

今回、消火栓を1基、水抜けが悪くて、それから開栓ができないほど固い消火栓がありまして、それを修理するのですが、開栓ができない、あるいは非常に開栓がしにくいというのが、現在、市内に6か所ほど消火栓があります。それについては、とりあえずまだ回るものについては、様子を見ながら消火栓を交換するという予定でおります。今現在、ことし1個だけどうしても硬くて人の手でちょっと回せないものがありまして、それについては今年度中、至急交換する予定でございます。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 秘書広報課長から、今、できるだけ安く、早くやりたいということなので期待をしたいと思います。その検討の中で、議会が議決して予算を決めるわけですが、最低

でも議長も連れて行くとか、そういう目でもやはり見ていっていただいたり、塩沢時代も大和時代も、多分、議員が何人か行っていたり、それは執行部も行っていたと思いますけれども。韓国にしる、オーストリアにしる、行っていたと思うのですけれども、それを公費でということではないのですけれども、いろいろな面でそうやってお互い市のことをやはり思っているところがあると思うので、そういうことも検討はやはりするべきではないかというふうに思います。その点について答弁があったらお答えいただきたい。

2番目の国際交流員ですけれども、本当に国際大学は素晴らしい学校なので、2025年にはもう日本人が国内を動くよりも、海外の人が日本を旅行するほうが増えるというふうにも言われています。そういう中で、やはり色とか言葉がその国によって違うらしいので、その辺はやはり早く取り入れていかないと、もう来ているのも事実ですので、そういう部分でもっと大学を活用していただければと思います。あとはわかりましたので結構です。

○議長 市長。

○市長 今ほどの最初のご質問のところの、行政共通事務費のところでお答えします。そういう思いはあります。ただ、今回は人数がいっぱい行くとかではなくて、本当はもう単独行でも行って顔をつないでこよう、見極めてこようと思ったのが、最初の始まりだったのです。

なので、ここはちょっとお許しいただきたいと思いますが、今後そういう道筋がついて、先ほどの韓国や、それからヨーロッパのほうの姉妹市についても、今後はやはりいろいろなことで、できれば議会の皆さんとか、当然、議長をはじめそういう方々がやはり交流に参加していただくというのは、当然な道筋だと思っていますので、その辺も含めながら今後、将来をまた皆さんと一緒に形をつくって考えていきたいというふうに思っております。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 国際大学との国際交流員の交流ということであります。市長がおっしゃるとおり私たちは、非常に前に比べると国際大学と密接につながりを持たせてもらっております。当然、国際交流員の方もそこを頼りにする部分も出てくると思いますが、私たちが採用する国際交流員は、プロパーとして採用するわけであります。国際大学の方は基本的には学生でありますので、どういう関連の仕方がいいのかというのは、検討しながら進めたいと思います。以上です。

○議長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1点だけお聞かせいただきたいのですが、先ほど車両職員と校務員の関係の退職者の雇用の関係で少し答弁がございましたが、これから人生、定年が65歳、今度は70歳雇用なんていう話まで出てくる中で、やはり経験者の有効活用というのは、大変大事になってくると思うのです。一般職といいますか、行政職員ですと、雇用延長という制度でやっているかと思うのですが、先ほどの現業職員の場合は臨時職員ということですが、そういう何か制度上そういった形にせざるを得ないような、そういう制度的な制限があるのか。それとも、市として何らかのお考えがあって、そういうふうな運用にしているのか、そ

の辺の内容についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 今のところ、現業職には再任用制度はございません。それが制度的にないのでそうなのかということではなくて、市の方針として一般職に再任用制度を採用しておりますが、現業職には今のところ再任用制度を採用しておりませんで、現業職員については再雇用といいますか、非常勤職員でご希望があれば、定年後も採用をしているという状況であります。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それで、さっきちょっとお聞かせいただきましたかったのは、国も含めて今、働き方改革、それから雇用も生涯現役ということで、今、この人口減少、そして労働不足の中、対応していこうということで進めているわけです。そういう中で今ほど市としてそれは一般行政職しか該当させていないというお話を伺いましたが、どういう考え方でそこはそうなのか。それと、またこの生涯現役や働き方改革の今この流れの中で、今後についてどうお考えなのか。そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 再任用制度を採用してから、10年まだ経過していないわけですがけれども、その当時は一般職から始めようということで、再任用制度を制度化したところです。現業職につきましては、再任用制度がないわけですがけれども、職員組合さんからも現業職も再任用という声は毎年のようにいただいております。ですが、今のところまだそちらのほうは制度化に至らずというところがあるわけですが、絶対それが確たるずっとこれからもそうなのか、これから制度化されるのかというのは、今のところはまだ決まっていないところでございます。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 いまほどに補足させていただきます。この再任用制度、いわゆる現業職の皆さんになぜ採用していないのかということですが、恐らく当時——少し調べてみないと、もし違っておればまた訂正をさせていただきたいと思いますが、ずっと現業職さんについては、不補充ということで、いわゆる正職員の採用をずっとしてきませんでした。今もしておりません。恐らくそれとの関係で、再任用という制度を取らなかったのではないかというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 最後になりますが、今、総務部長からもお話があったように、もう当時のそういう選択——正確にはどういうことでやったのかあまりはっきりしないということでございますけれども、本当にそういう意味では社会情勢が大きく変わって、今、先ほどから何度も申し上げているような状況になってきている。ここで国も働き方改革も含めて、大きく制度上も変わってきているという中ですがけれども、始まって10年からたつというようなお話です。今後これらについてやはり結果はどうなるにしろ、再検討なり、今までの状況の再評

価等も必要になってこようかと思えます。

それで、現実の問題としても退職をなさった経験を持った職員を、そういうふうに先ほど財政課長からあったように、経験豊富な人からついてもらってということで、実際、現場は対応しているわけです。それらについて今後の考え方といいますか、再検討も含めてどうなのか。もし、市長のほうでお考えがあったらちょっと市長のお考えを伺いたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 今ほど梅沢議員がお話されていることは、私が市長就任以来、組合のほうからこれは常に言われていることだと思います。なので、執行側の最高の責任者は私ですから、私とその点をまだ認めていないということになろうかと思えます。ただ、いろいろないきさつがったことはわかりますが、これは全部バランスの中でやっていることで、当然やらないと言っているわけではなくて、検討はさせていただきたいということですが、まだ現年度時点では、それが踏み切れていないということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4個ほどお願いします。まず、交付金で11ページ国庫支出金。まず、最上段の子ども・子育て支援整備交付金816万5,000円に関してであります。このうちの一部が、あるいは全額が、野の百合の学童保育クラブの整備に回るということでありますけれども、野の百合さんはもう既に学童保育をやっているからここを拡大してですけれども、拡大する部分については総額幾らの予算で、定員を何名増やして、いつからその受け入れをするのかというところが、もう決まっていると思えますのでちょっとお聞きをいたします。

それから下の下の段の、社会資本整備総合交付金9,409万4,000円の減でありますけれども、機械除雪分という部分でこれは認められなかったといえますか、交付金が減額になっていきますけれども、どうしてこれが減額になったのかという部分。平成30年度の内示があった部分で確か2本ほどありましたけれども、そういう部分を含めたので減額だったのか、あるいはそうではなくて別の理由があったのかというところをお聞きしたい。

それから、19ページ、システム改修。常設保育園のシステム改修ですけれども、消費税が10%に上がるということで、無償化に備えての1,334万円の予算づけであります。いよいよ保育料としてどのくらいの金額まで、要するに軽減をされると。3歳から5歳児については、所得に関係なく全員が保育料は無料化であるし、未満児については非課税世帯について上限はありますけれども無料化をしていくという方向が出ました。

出ましたけれども、これは10月1日に消費税が上がってからの話でありますので、そうすると年度が始まっていますので、何遍も言えますけれども、4月からいただいているという部分が出ました、10月からきますと。当然その保育料等について変更が出てくるというわけですけれども、その変更に合わせて個々の方々にお知らせをしなければならぬと。今度は幾らになりますよという部分ですけれども、そこら辺も含めていくとシステム改修費はシス



テム改修費でいいのです。今度は個々にお使いを出さなければいけないわけですから、いろいろ了解をしていただかなければならない。

一番心配しているのは、保育料は無料化であっても給食費とかという実費部分は無料化ではないのだというところが、どうも一般の方々には誤解をされているのではないかという心配をしているわけです。うちは全然幾らも下がっていない、どうしてなのというところの当然、質問等が来ることが予想されるわけでありますけれども、そこら辺に対しての備えは十分なのかということをお聞きしたい。

それと 21 ページ、同僚議員が聞いていますけれども、国際交流員という部分でありますね。予算づけの部分でお聞きをしたいのは、臨時職員の賃金を丸々カットして、その分を国際交流員報酬として上げてあって、臨時職員でありましようけれども、この社会保険料の 32 万円も減額になっているというわけです。外国の方ですので、7 月からお願いをするということになると、9 か月分の給料に当たるのが 224 万円かなと思いますけれども、とてもこれだけでは多分生活はできませんよ。そうすると、お仕事をお持ちの方も当然視野に入れてお願いをするのだということになると、多分、こういう方をということで目星をつけてこういう予算づけをしているのではないかというふうに私は思うのです。だから、そこら辺がどうなのか。

国際交流員の方の仕事内容云々ではなくて、この方のやはり生活といいますか、そういうのを考えていった場合に、この金額でよいのかという心配があるわけです。以上、4 点を。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 点目のご質問でございますが、第二野の百合学童の建設事業費でございます。土地購入費等も——これは補助金には含まれないのですけれども——等も含めまして 3,600 万円程度というふうに聞いております。開園の予定でございますが、来年度、令和 2 年 4 月から定員 40 名で開設するというところで伺っております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 交付金の配分の関係でございますけれども、国の配分の方向性が交通安全ですとか通学路というような整備の部分は厚く配分がされております。そういった影響かどうかわかりませんが、除雪等の部分については、ちょっと配分率が落ちているというような状況で、このような状況になっております。なかなか国の配分の仕方が読めないという部分もありまして、このようなことになっております。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 19 ページの常設保育園管理運営費のシステム改修の関係でございますが、こちらにつきましては保育料の無償化に伴います改修、プラス給食費を徴収するにあたっての改修費用を含めております。

また、保育料の算定につきましては、今年度の頭に保育料の案内を保護者の方にした際に、給食費はこの 10 月以降の保育料無償化の対象ではありませんということを書き添えた内容で、保育料のほうのご案内をしていますし、昨年度の所得によりまして新たな保育料が確定

するのが9月ごろになるかと思うのですが、そうすると9月に新しい保育料が決まって、1か月、2か月その保育料をいただいて、また10月から無償化というふうな状況も出てきますので、その辺の扱いをどのようにしていくのか、今後どういう取り扱いにしたらいいのかというのは検討しておりますが、あまり難しい方法にならないようにしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 国際交流員の方ですが、仕事を持っているかということでありまして。今、予定されていますというか、ほぼ確定ですが、この夏に大学を卒業する男性の方です。学生でありますので仕事は持っておりません。

なぜ、臨時から国際交流員の報酬になったかということでありまして、この後、ご審議いただく第46号議案の南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正、この中で、国際交流員と特別顧問というのが設置される議案が上程されております。その関係で、臨時職員から報酬という形。それから共済費につきましては、2款の総務費を予定しております。

また、国際交流員の方がこのお金でどうかということでありまして、一応、条件としましては副業を許可するという内容もあります。ただ、時間的にできるかどうかというところはまだ不透明であります。一応そういう条件でプロパーとして来ていただくということでもあります。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 最初の子育て学童クラブのほうは了解しました。機械除雪のほうですけれども、配分率が落ちているということでありまして。今回の補正で機械除雪の総額自体は落としてないわけですから、そういう方向で行くのだらうけれども、配分率が下がってきた場合について、それに合わせて機械除雪を下げるということは、ちょっと考えられない部分があるので、配分率が――要するに交付金が下がったとしても、除雪費自体は下げていかない方向であるというお考えなのかどうかということを確認したいと思います。

3点目のほうについては、保育料のほうについては了解をしました。

4番目の部分です。副業を許可するといっても、9か月間で224万円という金額でこの市内で暮らすということになると、はっきり言って非常に厳しいと思います。この32万円の社会保険料は総務費のほうから出しますと言ったとしても、非常に厳しいと思う。大学生でありますから、実績も何もないわけでありまして、そういう方にぼんと300万円、400万円出すということは非常に難しい。難しいのだけれども、金額がその意欲を生むというわけではないのだけれども、そういうことも考えていくと、今後、補正としてこの給料は上げていく考えもあるのだということがあるのかどうかということ、ちょっとお聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 いまほどの議員のご質問ですけれども、当然、当市にとって冬期間の除雪は、市民の暮らしを守るための最重要事項でございますので、交付金が減ったからといって除雪を削減するという考えは全くありません。市民の生活の安定のために、除雪は確実に行った

いと思っております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この給料でやっていけるかということでもあります。確かに厳しい金額かもしれませんが、このJETプログラムが在外公館における募集・選考、それから外国青年を採用するわけでありますが、金額が決まっている制度でありまして、これを今、市がどうこうということをやれることはできません。ですので、今後その経験年数、最大5年まで契約を延長できるということでもあります。そこに契約年数等が加味されるようであれば、できる方向は考えたいと思いますが、当面この指示された国から来るお金、この中でやっていくということでもあります。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 一般に言う外国人労働者扱いということになると、そういう面も非常に出てくるかと思っておりますけれども、それは国からの分は国からの分としても、市としてやはりこの部分、特に情報発信ですよ。外国人の目から見た情報発信ということが、非常に大事になると。そうすると、デスクワークではなくて市内にほぼ毎日、出ていってもらって、情報を集めてそれを常に発信をするということが、この人の一番大事な仕事かと思っております。

そういう部分で、いろいろなコストがかかってくるわけでありまして、そういう部分は別の名目でも補助をすとか、市が負担をすとかということは、当然、考えなければならぬわけですが、そこまで踏み込んで担当課としてはやっという考えがあるのかどうかをお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 国際交流員に来ていただく方に、どの程度支援できるか。アパート代等は支援することはできませんが、うちのほうで出張等の旅費に関しましては、商工観光課のほうから出るようになっております。本人もこの条件を了承した中で、配属希望として金沢、新潟、京都という3つを挙げております。その中で、在外公館のほうから選んでいただいた場所が新潟県内の南魚沼市だったということで、本人はそういうお金云々という状況よりは、自分が行きたい場所に沿った中で来ていただくと。そういう中で、できるだけ協力はしたいと思いますが、今あるこの中で運用していきたいと思っております。以上です。

○議 長 第42号議案に何名の方がまだ質問ありますか。

[挙手あり]

○議 長 1名ですか。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点伺います。19ページの地域医療対策事業費、特別顧問の件についてありますが、目星があるということでもあります。そしてまた、県の政策にのっとるとのこと。また、先取りというような話も聞きましたが、現に今、市には医療体制があるわけでありまして、医局との話し合いとか、そういう関係はどういう形になるのかひとつお聞きしたいのですが。

未だ現在、医師の招聘というのは、多分、医局なり、あるいは病院執行関係者でやられているのではないかと。市長みずからもということかもしれませんが、その辺でナンバー２とかいわれる人が、こういった医療であるべきだというような形が、スムーズに落とせるのかどうか、そこがちょっと心配なのでお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 特別顧問の方に、医局との医師派遣のための個々の交渉とかそういったことではなくて、医師確保のために今、県のほうでも医師確保計画ということで、先ほど市長のほうからもありましたけれども、令和元年度中に計画を策定するというので、第1回の会合が開かれたというふうな報道もされております。

そういった部分につきまして、市としての働きかけがどういったことが必要なのかというところを探っていただいたり、それに対して県への働きかけをするというふうなことが、そういった特別顧問の方からお願いできるのではないかと。それは当事者の方が医師の出身であり、あと地域医療の特別な地域医療振興協会ですか、そちらのほうで日本全国での事例ですとか、そういったものをよく熟知して医師確保を行ってきたというふうな状況がありますので、そういったところの今までの経験等を生かした中で、取り組んでいただけるというふうに考えております。個々の医局に対しての働きかけというよりも、そういった全体的な医師確保についてのアドバイスをいただきたいというふうに考えております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 なかなかちょっと読み取りづらいのですが、市長部局に置くということでもあります。また、開設者自体も市長なわけでありますので、現医局との関係というのは、やはり一番心配だというふうに私は思うのですが、その辺が現医局はどういった医療体制をこれから構築していかなければならないかというあたりが基本に、それを理解してもらった上での顧問というような形がなされるのか。その辺がちょっと見えないので、こういったことを聞くわけであります。現場としてはどういう形、これからの医療体制はこうあるべきだとそこら辺が合致していれば、まあまあそれもいいかというような気がするのですが、その辺は内部協議がされているのかどうかというあたりをひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 私ではなくてほかが答えるかもしれませんが、岡村さんの話を今ずっと聞いていてわからない点が1点あるのです。医局と言っているのはどこの——うちの南魚沼市側の先生方のことを言っているのですか、そういう意味ですね。私が足りないところは別のところ、担当が答えるかもしれませんが、管理者とはこの話もしたり、病院の院長とも田部井先生のほうになりますが話してあります。また、後日ほかの病院も2つありますので、それぞれの先生方にお話をすることになるかと思っております。了解をいただいて、問題点としては理解をいただいているとは思っています。

医局が全部、医師を確保してきた。当然それもありますが、この議場の中にいる議員の中

からも、大変いろいろな活発な活動の中で医師を確保してきたという経緯もあります。なかなか医師を確保できないことは、私を含めてみんながわかっていることですが、そういうことに心を砕いてきた方もいます。いろいろな角度から今でも医師を確保しないと、そう簡単ではありません。医局が動いたからといって、即座にということはありませんし、今は常勤医師のほかに、さまざまいろいろな皆さんとのつながり——当然、当南魚沼市の病院の方々の医師の皆さんの努力もあって、いろいろな応援を派遣という形で受けているということも事実ですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 42 号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 3 時 40 分といたします。

〔午後 3 時 16 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後 3 時 38 分〕

○議 長 ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

○市 長 貴重な時間を大変申しわけありません。先ほどの議案の審議中、説明でちょっと言うべきかどうか迷ったり、また、言葉足らずなところがあったので、ちょっと説明させていただきます。今回、市としても初めての特別顧問ということで、外山千也先生ですが、自治医大系のそういう機関の上のほうにいる方だという話をしましたが、もうちょっと触れさせていただきます。

昭和 29 年生まれの方でありまして、新潟県のお生まれであります。実は寺泊のご出身ですが、ご本人にも先ほど、話していかということで確認をとらせてもらいました。新潟大学に勤務の経験も当然あり、地元では実は小出病院に若いころから勤務されたということ。松代病院もございました。

先般、平成 24 年に厚生労働省を退職されているのですけれども、この前の履歴等につきましては、東京大学のいろいろな意味で講師を務めていたりとか、医師ですけれども、行政に

非常に明るいという点では、島根県の健康福祉部長を務められ、また、内閣府の重点分野担当の参事官を務められて、その後、国立がんセンターの運営局長、次には同がんセンターの総長代理を務められ、そして防衛省の衛生官、厚生労働省に入庁後はその厚生労働省の健康局長までお務めになったという方でありまして、医師にして行政に非常に明るいということです。

私どもとしては新潟県内にこの方の知人、知己のある方、たくさんいらっしゃるということも含めて、さまざま我々の意図するところをお酌み取りいただき、活躍していただきたいと思いますし、我々の補佐を精一杯務めていただきたいという方については、十分な方ではないかということで判断をしているということでございます。以上です。

**○議 長** 日程第 19、第 43 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市 長** それでは第 43 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。今回の補正予算は、介護保険料の軽減強化による保険料の減、一般会計からの繰入金を増などを計上するものであります。

主な内容としては、歳入では、ことし 10 月の消費税率 10%の引き上げに合わせて、低所得者に対する第 1 号被保険者保険料の軽減強化が行われるということになっておりまして、保険料を 2,333 万円減額し、保険料の軽減に基づく負担分として、これはルールに基づきまして一般会計繰入金を 2,493 万円増額したものであります。

歳出では、総務費の総務管理費を 69 万円、基金積立金を 2,493 万円、それぞれ増額をしております。以上によりまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,563 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 67 億 163 万 2,000 円としたいものです。

詳細については、福祉保健部長に説明をさせます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いをいたします。以上です。

**○議 長** 福祉保健部長。

**○福祉保健部長** それでは、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書で説明いたしますので、議案書の 8、9 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。最初の表、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、先ほども第 5 号報告で専決処分していただきました「南魚沼市介護保険条例の一部改正」にて説明いたしましたとおり、保険料について 10 月から消費税率の引き上げに伴い、低所得者の保険料軽減強化により、第 1 段階の保険料の軽減拡充と軽減措置の対象を第 2 段階、第 3 段階まで引き上げることに伴う保険料の減額分としまして、2,333 万円の減と見込みました。

次の表、4 款 2 項 4 目介護保険事業費補助金は、マイナンバーの情報連携に伴うシステム改修費の補助金で、国より事業費の 3 分の 2 に相当する 46 万円が交付されるものでございます。

次の表、8款1項4目その他一般会計繰入金は、先ほど説明いたしましたマイナンバー情報連携に伴うシステム改修分で、市一般会計より残りの3分の1相当額を事務費として繰り入れるものでございます。次の段、6目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減強化に基づく保険料減額に対する国、県、市の一般会計の負担分としまして繰入金を、2,493万円増額したものでございます。

最後の表、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、歳入1款1項1目第1号被保険者保険料の減額になった分をルールに基づき、基金を取り崩し、補填をするための繰入金の2,333万円の増額であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。最初の表、1款1項1目一般管理費です。運営費はマイナンバーの情報連携に伴うシステム改修業務委託料の69万円の増額。

最後の表、5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、歳入8款1項6目低所得者保険料軽減繰入金と同額の2,493万円をルールに基づき基金に積み立てるものでございます。

以上で補正予算の説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第43号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、第44号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第44号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、資金的収入及び支出に係るもので、主に社会資本整備総合交付金の内示額の増に伴いまして、農業集落排水の流域下水道への統合事業費に充てるものであります。

収入では、国庫補助金において、交付金の内示によりまして、社会資本整備総合交付金を1億3,200万円の増額、交付対象額の精査によりまして浄化槽の整備に充てる循環型社会形

成推進交付金を 160 万円減額し、差し引きで 1 億 3,040 万円を追加いたしました。また、増額となる事業費に対する市債として、1 億 1,700 万円を増額しました。

支出では、管渠建設改良費として、増額内示分の 2 億 6,400 万円を追加いたしました。

以上によりまして、資本的収入に 2 億 4,740 万円を追加し、収入総額 28 億 8,976 万 1,000 円、資本的支出に 2 億 6,400 万円を追加し、支出総額 36 億 4,747 万 1,000 円としたいものがあります。なお、本補正に伴い資本的収入額が資本的支出額に対して不足をする額、7 億 4,111 万円を 7 億 5,771 万円に改めるものであります。よろしくご審議をいただき、決定を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 44 号議案 令和元年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 45 号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 45 号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令、並びに新潟県災害弔慰金に関する要綱に準拠し、市における災害弔慰金の支給等について必要な事項を定めたものでございます。このたび、法律及び政令の改正に伴いまして、災害援護資金の貸付利率、保証人、違約金の運用及び償還方法について、市町村の判断により条例で定めることになったことから、条例の一部改正を行うものです。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。3 ページ新旧対照表をごらんください。第 14 条の見出しを「利率」から「利率及び保証人」に改めております。政令の一部改正により、保証人が義務づけられていた条項が削除になったことから、本条第 2 項に災害援護資金の貸し付けを受けようとする者に保証人をたてることを、第 3 項に保証人の連帯債務に違約金が含まれることを加えることを、条例により規定したものでございます。



次に、第 15 条第 1 項に半年賦償還を追加し、同条第 3 項については、前条と同様に政令の一部改正により保証人に関する規定が削除されたことに伴いまして、保証人を削るとともに、政令第 12 条を第 11 条に繰り上げたことによる改正になります。

議案の 1 ページに戻っていただきまして、附則のとおり、この条例は公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日に遡及適用としたいものであります。3 月中の改正で進めるべきところでしたが、県が行った県内市町村の改正内容の調査を確認していたことから、本定例会での上程となりました。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 45 号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 46 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 46 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。本議案は非常勤の特別職として、国際交流員と特別顧問を設置したいことから、条例の一部改正を行いたいものでございます。

3 ページの新旧対照表をごらんください。左側、改正案の下線部のとおり、別表第 2 の職名と報酬額欄に国際交流員と特別顧問を加えるものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、最下段、附則として、この条例は公布の日から施行するとしたいものでございます。なお、国際交流員、特別顧問につきましては、先ほど来の補正予算でのご質問、先ほどの市長の追加説明で説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

1 番・大平剛君。

○大平 剛君 済みません、1 点だけ確認させてください。特別顧問についてですが、今回、先ほどご説明がありましたとおり、医療関係についての特別顧問というのは承知したのですが、この特別顧問というのは、例えばですが、ほかの部門に関して特別顧問を設置することができるというふうな考え方なのでしょうか。その点だけちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 必要であれば設置は可能だと思います。ただ、ここに職名を追加したからといって、無条件でできるものではございませんので、設置の際には当然、何らかの方法で皆様にご説明を申し上げるということになるかと思ひます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 46 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 47 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 47 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。本議案は人事院規則の特殊勤務手当の一部改正に伴い、対応する市の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したいものでございます。

めくっていただきまして 3 ページ新旧対照表をごらんください。左側、改正案の下線部のとおり、第 3 条第 2 号中「口蹄疫」に振り仮名をつけ、さらに「その他市長が別に定める家畜伝染病」を加えるものでございます。現在この対象は「豚コレラ」が想定されておりますが、今後、人事院の定める家畜伝染病に変更が生じた場合は、追加となります。

1 ページに戻っていただきまして、最下段、附則として、この条例は公布の日から施行すると思ひたいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

す。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 47 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 48 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 48 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。今回の改正につきましては、平成 31 年 3 月 27 日に可決成立した地方税法の一部改正のうち、6 月 1 日から施行される改正部分について、条例の関係部分を改正するものがあります。

内容につきましては都道府県、市町村、特別区に対する寄附金、いわゆる「ふるさと納税」に係る税額控除につきまして、既に報道等でご承知のとおり、いわゆる適正な返礼品の基準、調達額が寄附金額の 30%以内であること、あるいは地場産品であることなど、これらの基準を定めまして、その基準に適合する旨、総務省から指定を受けたもののみを寄附金控除の対象とすること。そしてまたその指定の手続きでありますとか、指定の取り消しなどについて、地方税法に新たな規定を設け、その施行を本年 6 月 1 日としたものであります。これに基づきまして、南魚沼市税条例において、所要の文言整理及び項ずれ等を修正するものであります。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。3 ページをお開きください。第 22 条の 7 第 1 項は、法改正に伴います文言修正でありまして、総務省の基準に適合し、指定を受けた寄附金のことを「特例控除対象寄附金」と呼ぶことになったことによる改正であります。第 2 項は、法規定の追加に伴います項ずれの修正であります。4 ページをお開きください。附則の第 6 条の 4 は項ずれの修正、附則第 8 条及び 5 ページのほうですけれども、附則の第 8 条の 2 は、文言及び項ずれの修正であります。

戻りまして1ページ、本改正条例の附則であります。下のほうですけれども、第1項は施行期日で、令和元年6月1日から施行としたいというもの。それから、2ページのほうですけれども、第2項市民税に関する経過措置の規定であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第48号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第25、第49号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第49号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。この3月に新潟県道路占用料徴収条例が一部改正されました。これに倣いまして、南魚沼市道路占用料徴収条例の一部を改正したいものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明させていただきますので、3ページをお開きください。現行の欄、第2条第2項において、2行目の後半「1.08を乗じて得た額」のアンダーライン「1.08」を、改正案欄のアンダーラインにありますように「1.1」に改正したいものであります。これは消費税率の改定に伴うものでございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則をごらんください。施行期日につきましては第1項にありますように、令和元年10月1日としたいものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 49 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 26、第 50 号議案 南魚沼市浄化槽条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、第 50 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の改正は、工業標準化法が産業標準化法に改正され、規格の名称も「日本工業規格」から「日本産業規格」と変更となり、この法律が令和元年 7 月 1 日から施行となることから、本条例中の名称もこれに合わせて改めるものでございます。

3 ページの新旧対照表をごらんください。第 3 条第 2 項中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

戻っていただいて附則といたしまして令和元年 7 月 1 日より施行したいものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 50 号議案 南魚沼市浄化槽条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 27、第 51 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 第 51 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成 30 年 5 月 30 日に公布され、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成 31 年 2 月 28 日に公布されたことに伴い、火災予防条例の一部を改正するものであります。

3 ページの新旧対照表でご説明申し上げます。4 ページをごらんください。第 16 条の避雷設備に関する事項ですが、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められ、当該改正を火災予防条例に反映したものでございます。

次に 4 ページの第 29 条の 5、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項ですが、住宅用防災機器に関する総務省令の一部が改正され、関係する規定について要件の整備を図るために第 1 号中の「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、現行の条例の第 6 号を第 7 号に改め、第 6 号を新たに追加するものでございます。その他の改正につきましては誤植について改正するものでございます。

戻りまして 2 ページの附則をごらんください。施行期日は公布の日といたしますが、第 16 条第 1 項にあつては、工業標準化法が産業標準化法に改正される令和元年 7 月 1 日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 51 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 51 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 28、第 52 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理

由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 52 号議案につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、平成 31 年 4 月 1 日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことから、これに従い、条例の一部改正を行うものであります。

この基準省令においては、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定しておりましたが、今回はこれに加えて政令指定市の市長が行う研修でも可能となりました。また、放課後児童支援員の資格要件について、大学で所定の単位を履修して卒業した者が要件の一つとなっていました。これに加えて今年度から設置された専門職大学の前期課程修了者についても資格要件として認めることとなったものです。

それでは、内容について説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。現行、第 10 条第 3 項「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事」の後に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加え、第 10 条第 3 項第 5 号の最後に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加えたいものであります。

1 ページに戻っていただき最下段、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 52 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 29、第 53 号議案 財産の取得について（42 人乗りバス（上田小学校用）1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第53号議案につきましてご説明申し上げます。本議案は、財産の取得につきまして、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の動産の買入れとなるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案1ページをお願いいたします。1 取得する財産の表示は、42人乗りバス（上田小学校用）1台、取得の方法は、指名競争入札、取得金額は、2,871万700円、契約の相手方は、市内の新潟いすゞ自動車株式会社六日町支店でございます。

次の3ページからは議案資料となっております。3ページは物品購入仮契約書で、令和元年5月10日の契約で、納入期限が令和2年2月29日、7のその他の後段に、議会の同意議決を経て本契約となる旨を記載してございます。5ページは入札調書で、当市の入札参加資格者名簿に登載され、該当車両の取り扱いのある3者を指名し、記載のとおり2者からの応札により、税込み価格2,871万700円、落札率94%で、落札いたしました。

6ページは契約相手方の概要で、当市への納入実績も複数となっております。7ページからが仕様書、最後9ページが購入予定機種の外観図となっております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご同意議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっとお聞きしたいのですが、この入札の結果ですが、これはこんなものかわかりませんが、この2者の金額は、私は大変すごい開きがあるという感じがするのです。それはなぜかということですが、例えば仕様書、入札を出すに当たってのその仕様書の段階で、こういうふうな形にならざるを得ないようなのが、作為とは言いませんけれども、そういうふうな偏りというのですか、そういうふうなのあるとこんなことになる可能性もあるというふうな思いもありますし。

そんなことはなくて、この2つのメーカーから出ていますけれども、それぞれその仕様に合ったメーカーは、こういう金額の車両しかなかった、たまたまこうなったのだということになるのかもしれませんが、それにしても非常に入札価格が違うので、その仕様書自体にちょっと無理がなかったのか、偏りがなかったのか。

変な聞き方ですが、そこら辺がちょっと疑問点といいますか、ちょっと気になる場所なので、これであればいいのだとか、これはたまたまメーカーの車種の関係でこういう開きが出たのだとか、そういうところを何かわかったら教えていただきたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 正直なところ、額の違いについての理由は当方ではわかりかねるところです。今回落札をいただきました新潟いすゞ自動車さんと、もう一者入札をいただきました新潟日野自動車さんがありますけれども、両者ともバス事業の製作については提携をしております、ジェイ・バスという形で同じ車両をつくってございます。ですので、仕様上の無理があ



ったというふうには当方は考えておりません。そのほかはわかりません。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 入札の案件でありますけれども、市がこういう大型バスを所有して、運行していくということについての考え方は、やはり現業については、現業の人員を新規募集せずにどんどん減らしていった、最後は民間委託だという話を、確か合併のときに、14年前ですけれども、そういう方向にいくのだというふうに聞かされていたわけです。しかるに最近、バスを購入しているとなると、せっかく市内に民間バスがたくさんありますよ。60人乗りの超デラックスなやつがあります。高校についてはそれを使って登下校を、ちゃんと運行している学校もあるわけですから、そういうところを考えずに、市でバスを保有していくということの考え方が、ちょっと私自身の記憶違いかも知れないけれども、合併のときにはそういう方向ではなかったのだというのが、何かずれてきたのかというように思うのだけれども、民間委託というのを、そもそも考えなかったのですか。そこだけお聞きします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 確かに合併当時につきましては、民間でできることは民間でという方針のもと、さまざまな事業につきまして民間委託を進めてきた経緯がございます。バスの関係につきましては、ちょっと済みません、年度は思い浮かばないのですが、大きなバス事故があって以降、バス事業者の無理な勤務ですとか、労働条件の悪いところを改善しようという全国的な流れから、バスの料金の求め方というのが新たに定められまして、委託をした場合には、非常に結果として高くなるというふうになりました。それを計算しますと、自前でバスを所有して、人を雇って運行を続けるのと、委託をするのとで比較をした場合には、今現在所有をして運行させるほうが安価にあがるということがわかっております。それで、それ以降は市の方針といたしまして、バスを保有して運行するといった流れになってきております。

もう一つは各小中学校などにおきまして、授業の内容等がここしばらく非常に変わってきたと申しましょか、校外学習ですとかとあって、外にいろいろな社会見学に出るような機会が大変増えております。そういったことに機動的に対応できるというのもみずから持っているということが、それに対応できる方法かと思っておりますので、今現在、ここ何年か所有の方向へ進んでいるという形です。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市がそのバスを所有して、運転を自前で用意をしてというのが安いということですが、バスでありますから20年ぐらい使ってやるのかなということだけれども、その担当のほうの人に、何年間ということでも料金を全部出して、比較をして、なるほど民間のほうが高くなるというような結論が出たというところを説明していただきたい。ちょっとわからない。

○議 長 財政課長。

○財政課長 バスの耐用年数ですとか、かかる人件費、あとは燃料、修繕費関係、それらの年数がある程度定めて試算をした記憶はございますが、何年で幾らでどうだったという、

ちょっと具体的な数字は今、持ち合わせてございません。済みません。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そこが最も大事なところなのです。金額の比較をしていただいて、なるほど市が所有したほうが安いのだと、経費が安いのだというのであれば納得もします。それがちゃんとした説明がないということになると、本当にそうなのかということです。バス事業については、民間の事業者はそれなりの体制を組んでやっているわけですので、安全という面でいけばむしろ民間のほうが私は上かなというふうに思っています。

そして、校外学習等々もありますけれども、はっきり言って60人乗りのかいバスが来たときになると、子供たちが例えば新潟市まで出かけて校外学習ということになれば、そっちのほうがはるかにいいのですよ、見ていても。市内を動き回るだけではなくて、そういった全体のことを考えていくとなると、そういうところの数字もはっきりと示していただいて、なるほどこうだということが理解できるような形で提案をしていただきたいと思います。

市が持っていればいつでも使えますと言いますが、市内のバスを持っている民間事業者はたくさんいるわけです。バスについても新しいのが入っているのです。そういうところを活用するというのが、やはり合併のときに市が求められていたものではなかったのかと思います。費用の面で市が所有したほうが安いのだというのならば、それはやはりはっきりと、何年でこれだけだということを示していただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今ほどのご質問にお答えします。まず、将来を見渡した耐用年数を通しての経済比較というものが、残念ながら今、数字を持ち合わせておりませんので答弁できません。その点はお詫びしたいと思います。

もう一点、今までの市の方針、それから今ほど財政課長が申し上げた、今の市の方針。基本的に民間でできることはなるべく民間にということには変わりはないと思います。ただ、やはり先ほど課長が申し上げましたように、最近のバスの運行費、いわゆる事業者さんの行うバスの運行費の高騰等を考えますと、その耐用年数を通しての比較はしておりませんが、直近の何年かの比較をしたときには、やはりこちらのほうが安価であろうという結論になったということでございます。

もちろん、民間でできることはなるべく民間にという基本線は崩すつもりはありませんけれども、一方でまた説明が重複しますけれども、機動的な運用ということで、遠くに行く部分、新潟市なり、あるいは関東圏に出るような遠くに行く部分については、できるだけやはりそれぞれ専門業者の方に依頼をしたほうが、おっしゃるようにより安全というのはあると思います。そういうものは逆にスケジュール的に決まるのが早いものですから、ある程度余裕をもって事業者さんとお話をしてお願いができるという現状もございますが、先ほど課長が申し上げました機動的な対応という部分については、なかなかきょうのあしたという例はありませんけれども、来週とか、非常に接近したスケジュールの依頼等も多々あります。その中で私どもの運転手さんの人員も限られておりますので、できる限りの要望に応えたいと

いうことでやっている現状もございます。

そういったいろいろな状況を勘案しまして私どもとすれば、今回のこのバス、次の第54号議案のバスも同様でございますけれども、やはり市として必要であろうという判断をして購入をしたいというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 この部分で2点お聞かせいただきたいと思います。それは、今、バスというのはご承知のとおり受注発注の部分かと思えます。ある面では工期という部分、この部分をどういう捉え方をされているのか。私はこの部分で工期が例えばとれば、ほかの方なんかの、もっと安くなる可能性があるのではないのかという考え方の1人として、この部分をお聞かせいただきたいと思っています。

2点目、仕様の部分で同僚議員から全体的な部分がありましたけれども、細かい部分で大変恐縮でございますけれども、市内の学校の仕様にアルミホイール仕様というふうに書いてございます。私は本当に、運転手さんの立場からいえばアルミを使いたいという気持ちは重々わかります。ですけれども、本当にこの市内の学校のバスでアルミホイールが必要なのか。細かいことを言って大変恐縮だけれども——と感じる部分と、一番最後の部分。例えばカラオケとかいろいろこういうのが入っています。それは別だというふうに書いておりますけれども、この仕様の考え方、発注の仕方というものがちょっとどのようになっているのだろうか。ちょっと細くなって大変恐縮ですけれども、現場の1回買えば20年以上使うという部分でありますので、慎重に審議を重ねた中で、多分、仕様等もセッティングされているかと思うのですけれども、その点おわかりでしたらお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1つ目、工期としての考え方ということは、時間的にもっと余裕をとればもっと安価になるのではないかというお示しかと思われませんが、これでも年度の初めになるべく早く発注をして、年度いっぱいほとんど期間をとってございまして、それほどその業者にとっても急がせて無理が生じるような工期、期間の設定ではないというふうに考えておりますので、これ以上の期間をとっても変わらないのかなというふうに判断をして発注をさせていただきました。

次の仕様についてでございます。アルミホイールの仕様について、正直、鉄のホイールとアルミホイールでどれだけ何がどう違うのかというところは、ちょっとここではわかりかねるところもありますが、運行しているサイドからの要望もありますし、やはり強度、耐久性、そうそうホイールはかえまませんので、といったところからの判断かと思われまます。また、新しい、いいバスを買いますので、学校の通学のみでなくて、昼間の時間、あるいは土日の時間などは、新潟、関東といった遠いほうにも、遠征にも使用していくような予定もございませます。そのようにそれなりの装備にはというふうには考えておりますが、装備全体をとおして言えることは、特に今の仕様の下の方に書いてありますのは不要な装備という意味でございませますし、不要なものは一切いらぬという態度では、こちらの事務方のほうも、車両を実

際運行する車両班の人員等とよく相談しながら、不要なものを削り削りしながら進めておるところでございます。以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 工期の件であります。発注した部分、私は正直言って、もう一か月延ばせば、違った部分が出てくるのかもわからない。多分、2月29日納入期限の部分、私が言いたいのは、少しでもいいものを安く買う体制ができるか、そういう研究をしてみたのかどうかということです。そういうこともやはり担当部署としては必要ではないか。

例えば細かいことを言ったこのアルミホイール。これは1つで何十万するかと思います。私はそういう部分を全部鑑みて、今後どうしても現場が必要であれば、それでいいと思います。そうなった部分をやはりもう一度考えた中で、総合的に判断をしていただくことも大事というふうに思って質問させていただきました。以上であります。

○議 長 財政課長。

○財政課長 もう一月延ばせばというご意見も、なるべく延ばせるものは延ばしたいとは思いますが、今回、この期間を設定しておりますのは、3月には新しく開校する学校についてのコースの試走ですとか、練習——練習といいますか、そういったこともやってみなければいけないということもあって、これが最長だというふうに思っております。以上です。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 まず、14 番議員とちょっと似た感じになるのですが、落札金額が、入札に応札した方が、同じようなバスを持っているということですが、太平興業さん、これは多分、三菱ふそうだと思っておりますけれども、この人が辞退したのは何でなのか。それこそこの仕様に合わなかったというふうになってしまうのかというふうになると、勉強が足りなかったのではないのかと思うし、辞退した理由というのはいずれもわかれば教えていただければと。

あと、それと第 54 号議案と第 53 号議案は似たようなバスですが、何か中身が違うのですか。それでも入札金額が違う点があるのですけれども、本題は私はちょっと疑問なのが、この後の第 57 号議案は、7 台一緒に出しているわけですね。7 台一緒に出しているのはスケールメリット、軽積載車をスケールメリットでやっているのだったら、この第 53 号議案と第 54 号議案も一緒に入札すれば、もっと安くなったかもしれないというのをしなかった理由というのを、ちょっと教えていただければと思います。以上 2 点。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1 点目の辞退のあった業者さんということですが、こちらの太平興業さんのほうは三菱ふそう系のバスですが、聞いたところによりますと、この少し前ぐらいまでは私たちが求めたい 42 人乗り、この中型ハイデッカーという取り扱いがあったのだけれども、車種としてその取り扱いがなくなったということでの辞退というふうに聞いております。

2 点目、第 53 号議案と第 54 号議案の中身の違いにつきましては、これも細かいところで

すが、仕様書の最後のほうにあります、3の下取り車ということで、下取り車をつける場合と、今回、今ご審議いただいている第53号議案は下取り車がないものでございます。この違いにつきましては、第53号議案のほうは上田の小学校、統合後の新しい小学校用ということで、新規の購入でございまして、基本的に新規購入ですので下取りはないということでございますし、この事案につきましては、この購入について国庫補助事業を導入しておりますので、7台のスケールメリットというのがありますけれども、この2つの事業は補助の関係でも、やはりこちらとしても明確に分けたかったというところもございまして、2つに入札を分けさせていただいたというところでございます。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2番目は非常にわかりやすかったですけれども、1番目に関しては、ただ三菱ふそうさん、太平さん。先ほどの2番目、3番目何だったか、日野といすゞ。ここは同じバスを出しているというのに、もう一台のほうはもうやめてしまったのですということになれば、1者のほうを排除しているわけですよ。そういうことになれば、もっとうまくやったほうが、もっと競争原理が働くのではないのかというふうに私は思うのです。そのところを今後注意してほしいというか、基本、もっと盛ったほうが、ちゃんとした入札になるのではないのかというふうに私は思ったりします。

あとそれと下取りに関して、下取りもバスを出すにあたって、下取りというのは要はこの購入するところが見るわけですが、可能だったら合見積もりをとるのもひとつではないですかというふうに、下取りにあってもそれもひとつではないのかという思いがありますので、そこも今後考えていただければと。

○議 長 財政課長。

○財政課長 ほかの入札にも共通することですけれども、その特定の業者さんが排除になるような事案にならないよう、極力務めてまいりたいと思います。今回のバスにつきましては当方で求めているのが、42人が乗れて、かつトランク、貫通式トランクがあることによって、さまざまな校外学習や遠征などにも活用できるというところを重視したものでございます。

下取りの考えにつきましては、通常的車ではない消防の車両のような特殊な車両の場合ですと、こういうふうの下取りなどにつけずに、別途オークションなどにかけたほうが高額に引き取ってもらえて、市の収入になるというようなケースもございますが、この大型のバスも含めて、普通の車両程度ですと、下取りとしてそこで入札される事業者の皆さんに引いてもらう分で頑張ってもらったほうが良い結果が出るというふう考えて、このように取り扱っております。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 先ほどの質疑の中で、耐用年数を考えずに、直近の運行費で、安い高い—高いから購入したと。一番基本的な部分を答えられないのではないのかというふうに私は感じました。

要するに調達費があつて、そして耐用年数があつて、それに今度は運行経費があつて、臨時職員なり、あるいは外注した場合と、こういう話になるわけですよ。その部分を答えないで便利がいいとか、都合がいいとかという話をしていますが、ちょっとこれ、このまま採決に入って大丈夫ですか。

基本的な部分が、安い高いを言ったのですから、それを休憩してでもきちんと示すべきです。そして、ならば、今は全てが市の車で運行しているわけではないですよ。越後交通等に委託している部分もありますよね。中学校、大和中が多分そうだと思いますけれども。ちょっとその辺の流れが、もう今、全部変えていくのだと。そのための根拠はやはりきちんとここで示さなければ、なし崩しのにもう答えられませんが、採決してください、こんなことでいいと思っているのですか。いかがでしょうか。

○議 長 副市長。

○副市長 当然おっしゃるようなことは十分理解はできますが、本議案は物品の契約議案であります……（何事か叫ぶ者あり）逃げるわけではない。3月に予算審議で、今回バスを2台買いますという予算審議をしていただいているわけです……（何事か叫ぶ者あり）そうではないでしょうか。それで私たちはそれを執行して、予算を執行して、今、入札でやったのです。その結果、確かに単価は違いますけれども、これは何でこうなったか私たちはわかりませんが、2つの入札があつて、こうなりましたということで、自治法に基づいて議決をいただくという議案を提出しているわけです。以上でございます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そういう手法で逃げないように。では、何で答えたのですか。財政課長は何で答えたのですか。根拠として言ったでしょう。言わなかったですか。そして部長が言ったでしょう。答えられなくて申しわけありませんと。

方針がそこにあつて、その方針がどうですかという話を聞いているのだと、質疑を聞いて私は思ったのです。そして、それについて耐用年数はわからないけれども、何年だかもわからないけれども。一番基本的なところではないですか。それをただ予算がこうだから執行して何が悪いという話とはちょっと違うのではないですか。方針を言ったのです、聞いたのです。

それでやるならそれでしょうがないですけれども、ちょっと違うのではないですか。説明を求めたのに、それがわからなかったら、では休憩して調べてください。そんなことちょっと違うって。そもそも予算をとっていることだからいいなんていう話、では何のための……

○議 長 議事を進めたいと思いますが。

○岡村雅夫君 答えてください。財政課長きちんと答えてくださいよ。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私どもの答弁がちょっと言葉足らずなところがありまして、誤解を招いた部分もあるかと思えます。その点はお詫びします。まず1点が、財政課長と私が説明しました経済比較の部分ですね。数字としては持っておりませんというお話は、その長期、例えば20

年なり、25年の部分についての経済比較についてはありませんというふうにお答えをしたつもりでございます。

いろいろ比較の方法はあるかと思いますが、1つは私どもの経費として例えばこのバスを取得して20年間使います、想定される運行費が幾らぐらいですというのは、比較的、正確かどうかは別にしても出しやすいとは思いますが。ただ、それを民間事業者さんに委託したときに一体幾らかかるのかというのが、実際それが数字として出てくるのかどうか。もちろん定期的な部分については、ある程度この路線でということでも可能かもしれませんが、先ほど申し上げましたように、機動的な部分とか、その他の部分というのは、正直わからないわけです。

それをある程度条件をイコールにして、例えば市でバスを持っていて、運転手さんがいれば、燃料費、それから消耗品等々を別にすれば、何回走っても、もちろん車は消耗しますが、基本的にさほど経費はプラスにならないと思います。ところがそれを事業者さんに委託するという事になれば、例えば100キロを往復で幾ら、それが加算になってくるわけです。そこから辺で正確な経済比較というのは正直申し上げて、特に長期のやつは非常に難しいと思います。

そういうことも含めて説明しなかった私が、ちょっと言葉が足りなかった部分についてはお詫びを申し上げますが、答弁したかった趣旨については以上でございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 どうも私が頭が固いせいだということなのかもしれませんが、この入札金額が、これが最終的にはもとなるのです。2,871万700円ですか。これで最終的に判断をするわけです。

要するに入札。入札が、そう言う今度はこちらやって逃げるのです。入札がしっかりやられたかどうか、間違いなくやられたかどうかと、こういう話になるのです。ですから、私は経済効果から追ってみて、耐用年数からしてみても、今こういう運行費が委託すると高くなりますので、大体これぐらいであれば経済効果は成り立つと、こういう話があるべきです。そうして質問したのですから。それを聞くほうが悪いみたいな話になっているのですから、おかしいと私は思います。では、今後は……

○議 長 簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 今後は民間委託はもうやめていくと、こういう方向というふうに捉えていいのですか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 本当に言葉足らずで申しわけないのですが、私のほうでうまく経済比較について説明できなかった部分につきましては、まず、イニシャルコストについては、当然入れて計算をした記憶がございますが、直近ですぐ持ってきて示せるほど最近やったものではなくて、二、三年前だったと思いますが、そのころにやった記憶でしたので、申し上げにくいところがございました。

イニシャルコストも入れましたし、そのとき考えた耐用年数が 20 年だったか、25 年だったか、実際に市がバスを運行しているのが大体それぐらいは使っておりますので、それを割るような感じ。あとランニングコストにつきましては、職員の人件費とバスの運行経費につきましては、それこそ直近の数年の燃料費ですとか、修繕費の平均的なもの、こういったものを入れて1台のバスを、では 20 年、25 年でしたか、それを使ったときに 1 年当たりこのぐらいかかるのだなという把握をした記憶がございます。

そして、対する委託にした場合はどうかということですが、これが記憶にありますのは、定型の通学のルートを委託料として計算したところの実績と大体同じ、以下、そちらのほうが既に若干高いようなものでした。つまり、形どおりの朝と夕のスクールバスだけ運行しているだけでも、自前で持つものよりも少し高いという状況だったように記憶しております。

ですので、そのほかに日中の校外学習ですとか、その他遠征等に使用しているわけですので、その部分をさらに委託に加えていけば、もっと割高になるのだなという確認をした記憶がございます。

バスの今後の委託についてですが、今後、委託をなくして行って直営ばかりにしようとか、そういうような考えは一切ございません。今現在、車両班のほうの職員も、実際、それこそ人件費内訳みたいな形になるのですが、バスの運行に使っている時間というのが、1 人の人間に対して大体その 4 割ぐらいがバスの運行に従事しておりますが、残りの 6 割方につきましてはさまざまな庁舎周りのいろいろな管理業務ですとか、あるいは除雪ですとか、そういった業務にも大変長時間かかわっております。その時間は必要なものというふうに考えておりますので、人間的な面は、今現在ぐらいの人員で維持したいというふうに考えておりますので、バスの委託のほうも、当然、例えば学校の統廃合などによれば、路線的には増えていくこともあると思いますが、それを職員では対応は難しいというふうに考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 本案について反対の立場で討論に参加します。なぜなら、今ほど質疑の中でもありましたけれども、この入札が不正なく、あるいは間違いなく行われたかという問題についてはありません。耐用年数等を考慮しないで、その経済効果を何に求めたのかというのが、私には理解できなかったということです。そして、やはりこういった財産を取得する場合については、しっかりとその辺を押さえた執行、計画が必要なのではないかというふうに感じました。はっきりとその経済効果を言いながら、根拠を示さなかった、その部分について私は指摘をするものであります。

次の議案について、同じくそういうことという意味で言うのでありませんが、今回この案



に関して答弁不能の状態。そして、休憩を求めて、その試算をしてあらわすという姿勢は必要なものではないかというふうに思いました。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、私は賛成の立場で討論に参加をしたいというふうに思います。今、反対者が言いました反対事由、そしてまた反対者の質疑の中を聞いていますと、この今議案として提出されている賛否ではなくて、その前段の議論を今ここでしているように私は感じました。

私は議会運営というのは、その都度の議会の流れの中でやらなければいけないというふうなことを第一に考えていまして、この議案につきましては、予算化された議案で、それについて契約議決でありますので、予算化するところまでさかのぼって議論をしては、今までの議会運営というのが台無しになってしまうというふうな、私は思いをしますので賛成するわけであります。

ただ、私は今回のこの議案とこの次の議案を見てもそうですけれども、指名入札ですよね。指名の入札ですけれども、どういう基準で指名をしたか。1つは両方とも、1人は、1業者は両方とも辞退をする。そして、残った2業者は、これほど500万円も、3,000万円程度の中で500万円も差が出るというのは、私はちょっと入札のあり方といいますか、競争を求めらるのであれば、ちょっと仕様のあたり、またほかのところに理由があるかもしれませんけれども、そういうところに問題があったのではないかという思いはまだありますけれども。

ただ、今回の議会に提出された議案につきましては、そういうようなことはない、その差についてはわからないけれども業者の問題だということで答弁がありましたので、私はそのところを今回信じて、いろいろ私が納得できないところもありますけれども、議会ルールにのっとって判断するとなれば、私は今回のこの提案につきましては、賛成をしたいと思えます。ご賛同をお願いいたします。

○議 長 ここで、皆様にお知らせいたします。本日の会議時間はこの日程第30、第53号議案終了までとしたいので、あらかじめ延長するかもしれません。よろしく願いいたします。

○議 長 それでは、引き続き原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 原案に賛成の立場から討論させていただきます。先ほどの佐藤議員の討論は、当然のことだと思っています。私もこれは当初予算で予算がもう既に通っている中で、この議案が上がってきたと思っています。そうした中、非常にこのバス購入に対しては、多額な金額の中で本当に慎重審議、恐らく審査をしながらこの予算を上げたと思っています。

そうした中で確かにその予算が、先ほど言ったように差額があるということは、今まであまり差がなかった中で、ちょっと下がったという感じはしないわけではありませんけれども、このバス購入にあたっては、私はしっかりとした審議をした中で、検査をした結果、やはりこの購入にあたってきたと思っております。

そういったことを考えながら、また新しい統合小学校として、また子供たちが気持ち良く学校に通学できる。そのことを考えた中でこの議案に賛成させていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 53 号議案 財産の取得について（42 人乗りバス（上田小学校用）1 台）、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 53 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は 6 月 3 日月曜日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 4 時 59 分〕